

田原市 上下水道事業の料金体系の検討

田原市上下水道部

* 上下水道事業は公営企業会計を適用しており、『料金収入』で事業を運営しています。

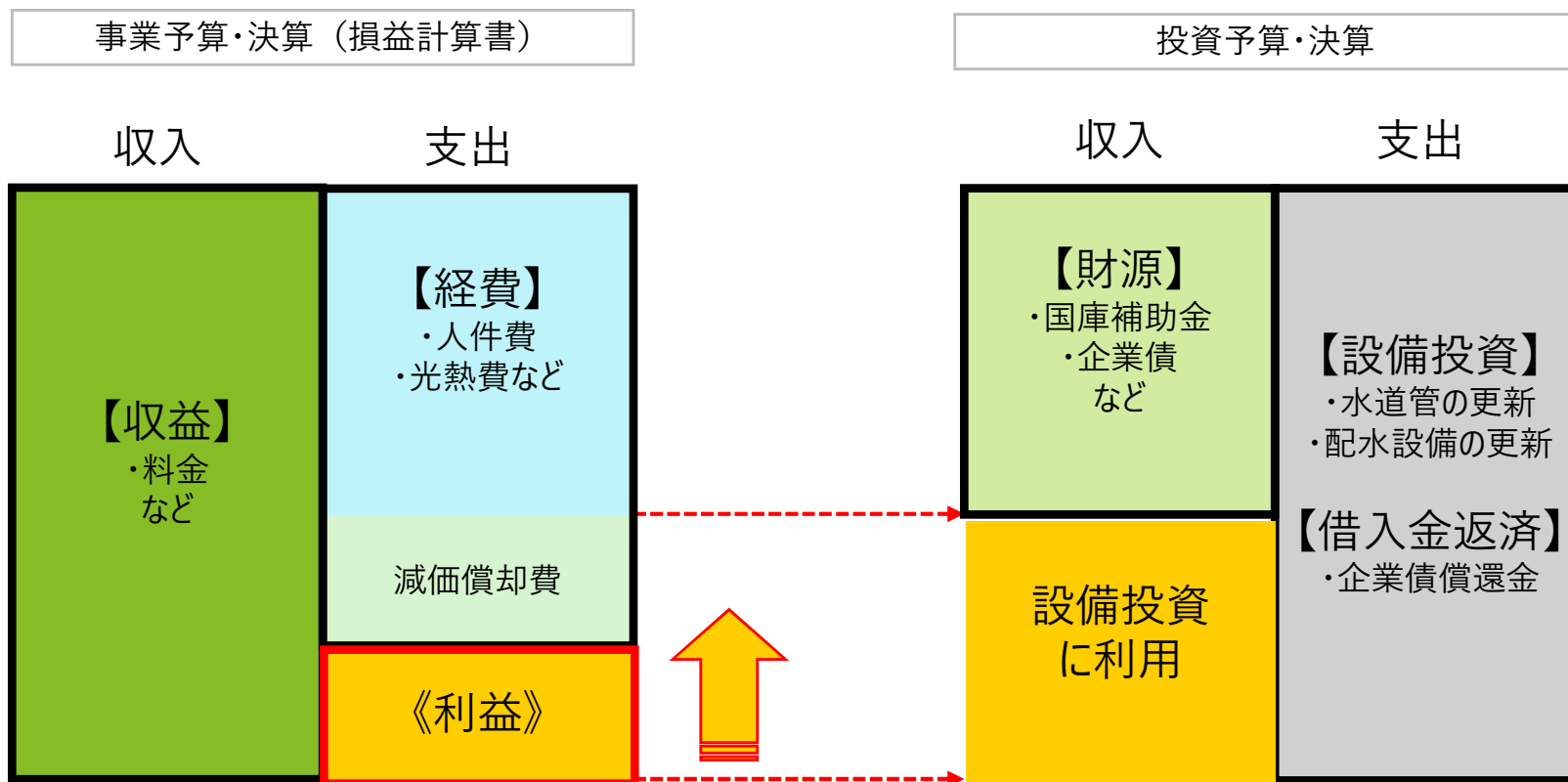
1. 水道事業

【前回の振返り】

料金から維持管理等の経費を差し引いた後の利益を更新投資に充てています

水道事業の経営

- 水道事業では、経費のほぼすべてを料金で賄っています。
- 平成30年度から借入れを開始し、令和3年度末の企業債残高は3.8億円です。
- 老朽化した設備を更新するための財源の確保には、「利益」を増やす必要があります。



利益が増えれば、設備投資を促進することができます！

【前回の振返り】 水道料金の改定の流れは下記のとおりです

水道料金改定の流れ

1. 水道料金の改定率を決定します (第2回の検討会)

- ・今回の料金改定の対象期間は、令和6年度から令和10年度の5年間※¹を賄えるように検討を行います。
 - ・水道水を供給、維持管理する経費に加えて、更新投資も加味※²した料金水準を検討します。
- ※1：「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）では、料金算定期間は、「概ね将来の3年から5年を基準とする。」とされています。
- ※2：水道料金を算定する原価は、営業費用と資本費用（支払利息と資産維持費の合計額）の合計で算定します。資本費用は、施設の更新に係る経費のことで、水道施設の維持及び将来世代との公平等を確保する観点から、施設の更新が円滑に行える水準を更新状況等を勘案して料金算定の原価に含めます。
- ・老朽化した設備の更新を促進するため、長期的視点で世代間の公平性も踏まえた検討を行います。

2. 料金体系を決定します (第3回・第4回の検討会)

- ・第2回で決定した改定率に基づいて、基本料金と従量料金の負担割合を検討します。
- ・そのうち、基本料金では口径別の負担額を、従量料金では水量区分別の改定率（逓増度）を検討します。

【前回の振り返り】 水道料金の改定率は下記の視点から検討を行います

料金体系に対する基本的な考え方

- 水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が両立するように適正に定めなければならないため、料金収入の受取側「水道事業者（市）」と支払側「使用者（市民、企業等）」の両者の視点から検討します。

水道事業者（市）の視点

- 更新投資など、事業運営を継続できる資金を確保すること
- 必要な経費を料金収入で賄えること

使用者（市民・企業など）の視点

- 良質なサービスを安価に享受するため、改定が大きな負担とならないこと
- 良質なサービスを公平に享受するため、使用量に応じた負担に配慮すること



【前回の振返り】料金改定率の検討にあたり、収支計画の前提を記載します

収益と経費及び設備投資の前提

- 経営戦略で策定した収支計画について、決算ごとに見直しを行っています。

【収益】

- 料金は令和3年度末の人口に、直近の人口の減少率を反映して算定しています。

【経費】

- 配水にかかる経費は、光熱費など、増加が見込まれる項目を予測に反映しています。
- 支払利息は直近の利率を参考に保守的に設定しています。

【設備投資】

- 老朽化に対応して配管の更新を進めており、令和12年度までは基幹管路耐震化率50%を目標に5億円/年度の更新投資を、令和13年度以降は管路更新率 1 % を目標に10億円の更新投資を設定しています。

【設備投資の財源】

- 投資に必要なお金は、料金、補助金で賄いますが、その不足額については、企業債を発行していきます。

【前回の振返り】（試算4-1）改定率18%を基礎に料金体系を検討します

試算した料金改定率 まとめ

	事業者の視点		使用者の視点
	■料金回収率100% を確保できるか	■現金預金の保有 (現金預金5.5億円)	■料金の増加額 (4人家族の平均)
【試算1】改定率10%	・令和7～8年度 2年間を確保できる	・令和10年度に下回り、 企業債を発行	・増加額は、月250円 ～500円程度
【試算2】改定率11%	・令和6～8年度 3年間を確保できる	・令和10年度に下回り、 企業債を発行	・増加額は、月300円 ～600円程度
【試算3】改定率14%	・令和6～10年度 5年間を確保できる	・令和10年度に下回り、 企業債を発行	・増加額は、月400円 ～700円程度
【試算4-1】改定率18%	・令和6～12年度 7年間を確保できる	・令和11年度に下回り、 企業債を発行	・増加額は、月500円 ～900円程度
【試算4-2】改定率18%-2段階-	・令和10～12年度 3年間を確保できる	・令和10年度に下回り、 企業債を発行	・R6-9年度は試算1参照 ・R9以降は試算4-1参照
【試算5】改定率20%	・令和6～13年度 8年間を確保できる	・令和11年度に下回り、 企業債を発行	・増加額は、月600円 ～1,000円程度

- ・料金算定期間の5年間で「料金回収率100%以上」を達成するのは、【試算3】【試算4-1,2】【試算5】
- ・令和12年度に「料金回収率100%以上」という経営戦略の目標を達成する試算は、【試算4-1,2】【試算5】です。
- ・いずれの試算も企業債が必要ですが、その残高が多額になるほど、将来世代の負担が大きくなります。

水道料金は固定料金と使用水量料金の2種類で構成されています

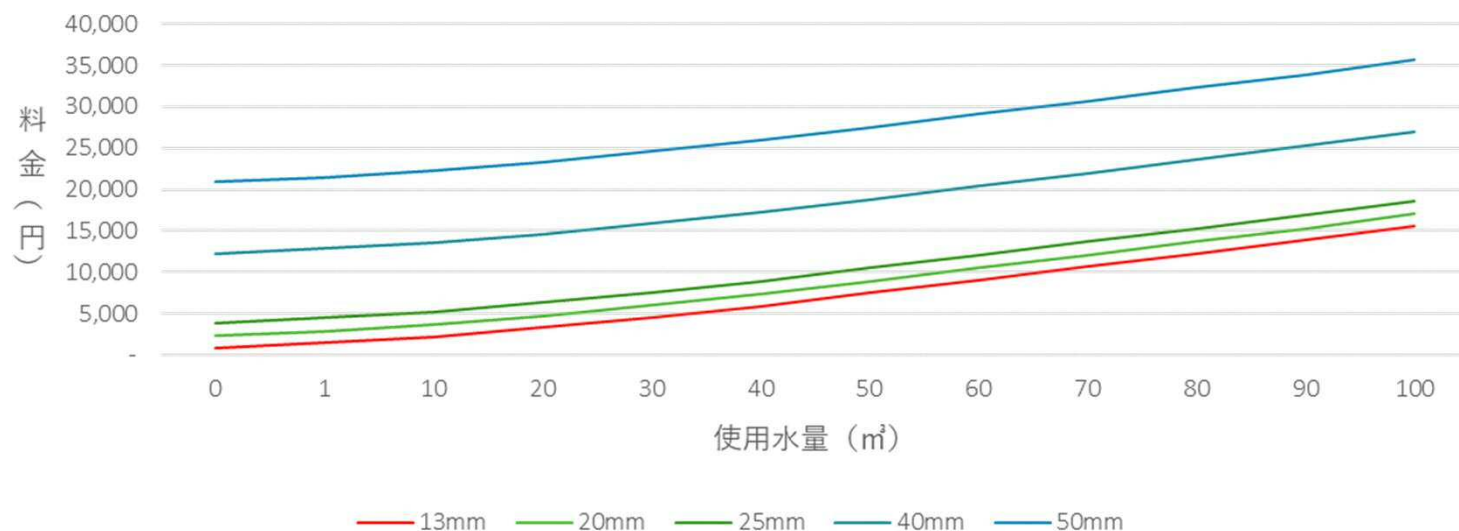
田原市の口径別使用水量別料金の比較

■固定料金：水道メーターの口径別に固定料金を設定しています。

■使用水量料金：使用水量に基づく従量単価はすべての口径に共通の単価で計算します。

・田原市は多くの自治体と同じように、使用水量が増えると単価が高くなる料金体系（逓増制）です。

1 か月当たりの水道料金(口径別)



※使用水量と料金の関係をみやすくするため、13mmから50mmをグラフの対象としています。

(出典：田原市HP水道料金表より作成)

【固定料金（1か月）】 (円)

口径別	税込	税抜
13mm	935	850
20mm	2,530	2,300
25mm	4,290	3,900
30mm	6,710	6,100
40mm	13,420	12,200
50mm	22,990	20,900
75mm	59,180	53,800
100mm	110,990	100,900
150mm	275,110	250,100
200mm	506,330	460,300

【使用水量料金（1か月）】 (円)

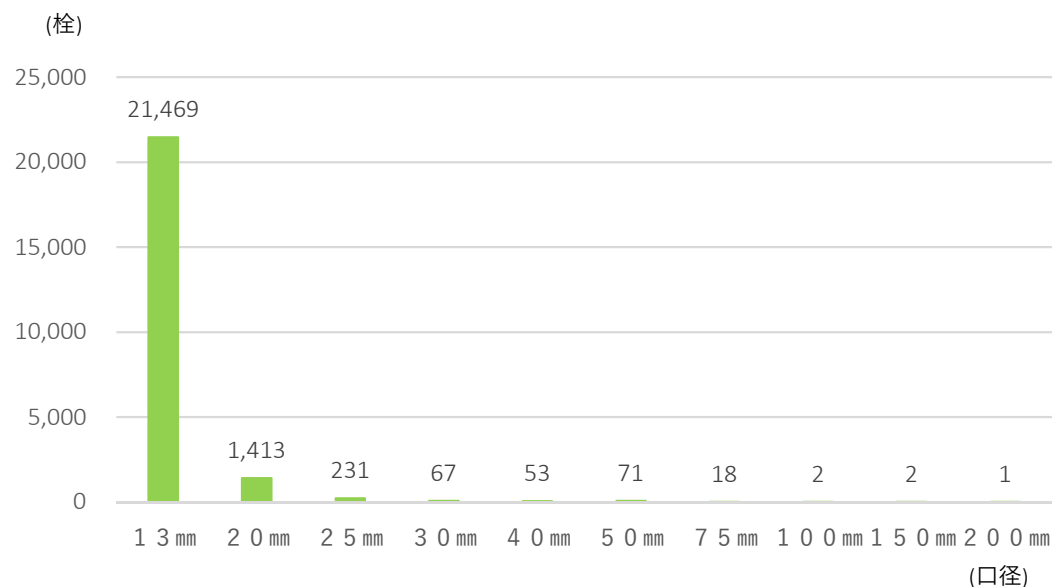
使用水量	従量単価	
	税込	税抜
1-10m³	66	60
11-20m³	77	70
21-30m³	121	110
31-50m³	143	130
51-100m³	176	160
101m³以上	187	170

口径別の使用者数及び料金収入の内訳は次のとおりです

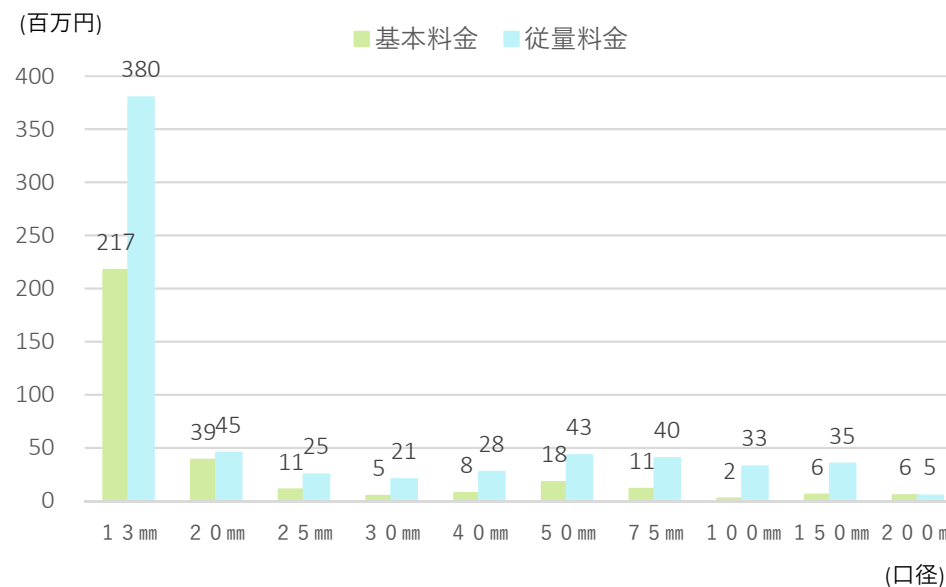
田原市の令和4年度の状況

- ・口径13mmの使用者が約9割を占めています。
- ・料金収入は、基本料金よりも従量料金の割合が高くなっています

■ 口径別の給水栓数



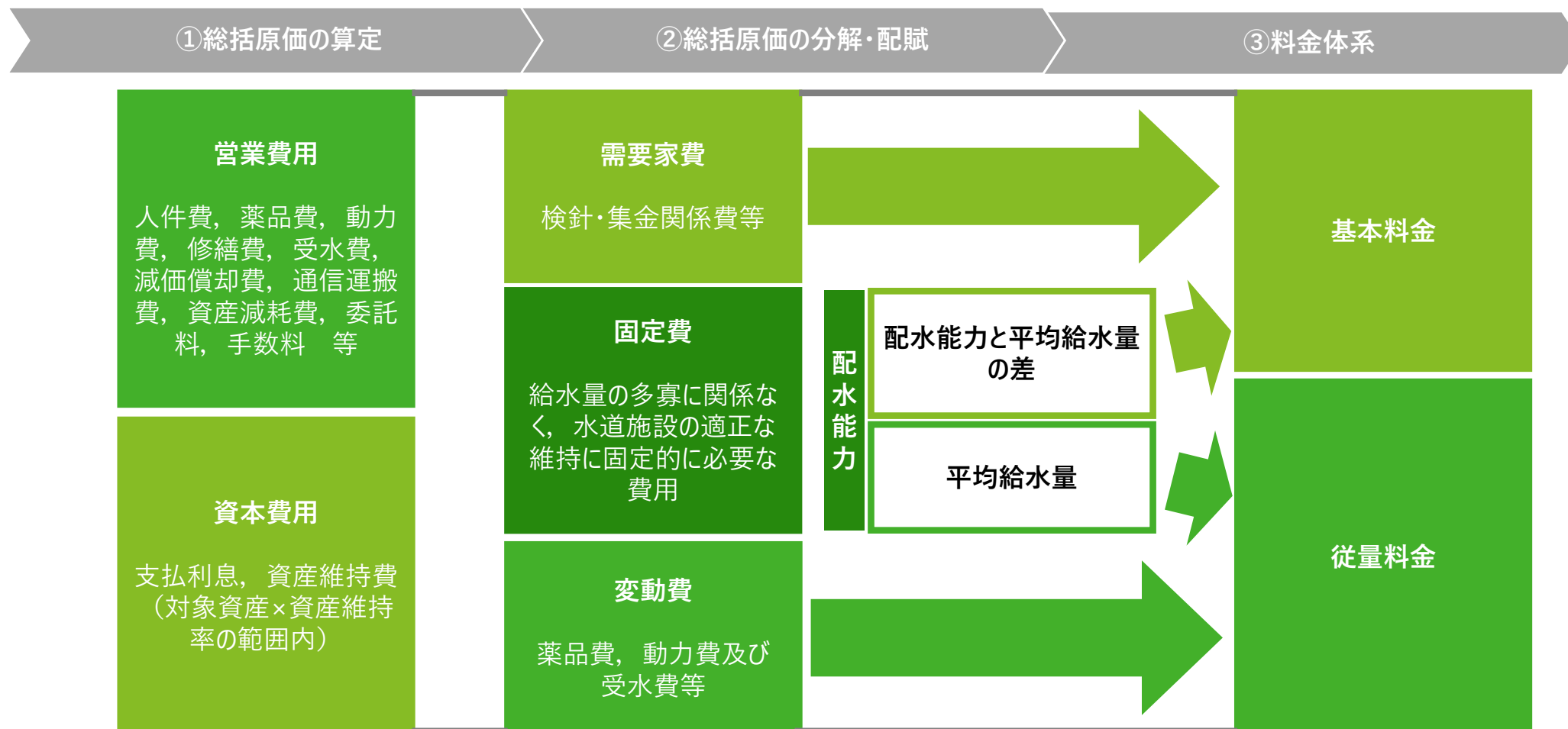
■ 口径別の料金収入



はじめに水道料金算定要領の料金体系の考え方を示します

理論上の水道料金の考え方

- ・日本水道協会の「水道料金算定要領」（平成27年2月）に料金体系の考え方がまとめられています。
- ・要領では、料金の基礎となる①総括原価を算定し、②その原価を発生別に区分し、③基本・従量料金に区分する考え方が示されています。



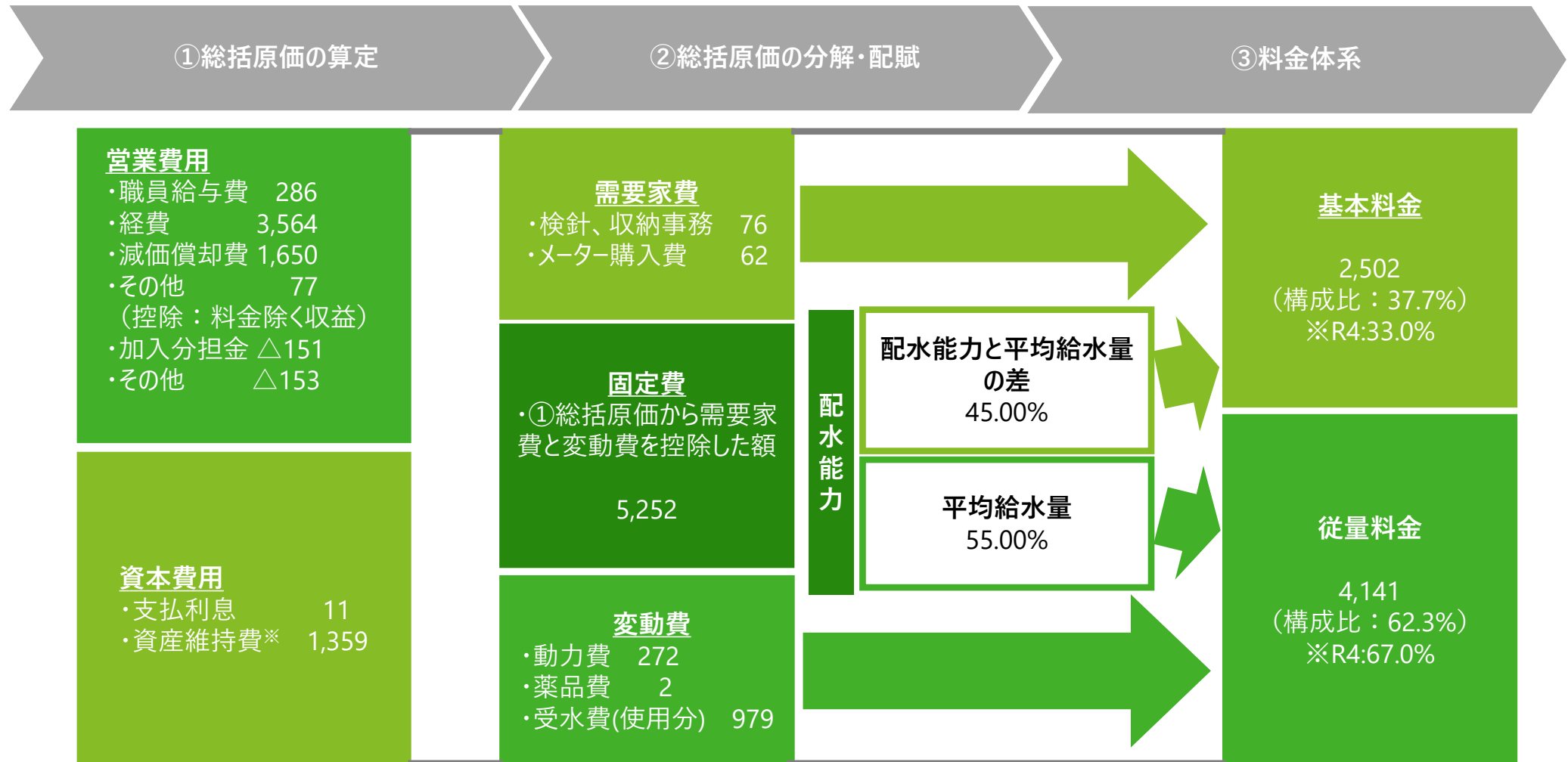
※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

(参考) 料金算定要領に基づく田原市の料金の試算

料金算定要領に基づく料金体系の算定 (1/2)

・料金算定期間（令和6年度から令和10年度）の財政シミュレーションを基礎としています。

（単位：百万円，税抜）



※資産維持費＝対象固定資産×資産維持率（料金算定要領では、3%を標準）

(参考) 料金算定要領による試算では基本料金が現行よりも高く算定されました

料金算定要領に基づく料金体系の算定 (2/2)

■ 料金算定要領に基づく料金体系を口径別に算出した結果

単位：円，税込（税抜）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	1,683 (1,530)	4,071 (3,701)	6,424 (5,840)	9,708 (8,826)	17,587 (15,988)	28,866 (26,242)	68,260 (62,055)	123,310 (112,100)	289,460 (263,146)
従量料金	142.48 (129.52) ※従量料金総額÷使用水量により算出								

■ 現在の料金体系と料金算定要領に基づく料金との差額

単位：円，税込（税抜）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金 [現行]	935 (850)	2,530 (2,300)	4,290 (3,900)	6,710 (6,100)	13,400 (12,200)	22,990 (20,900)	59,180 (53,800)	110,990 (100,900)	275,110 (250,100)
従量料金 [現行]	111.49 (101.36) ※従量料金総額÷使用水量により算出								
基本：差額	748 (680)	1,541 (1,401)	2,134 (1,940)	2,998 (2,726)	4,187 (3,788)	5,876 (5,342)	9,080 (8,255)	12,320 (11,200)	14,350 (13,046)
従量：差額	30.99 (28.16)								

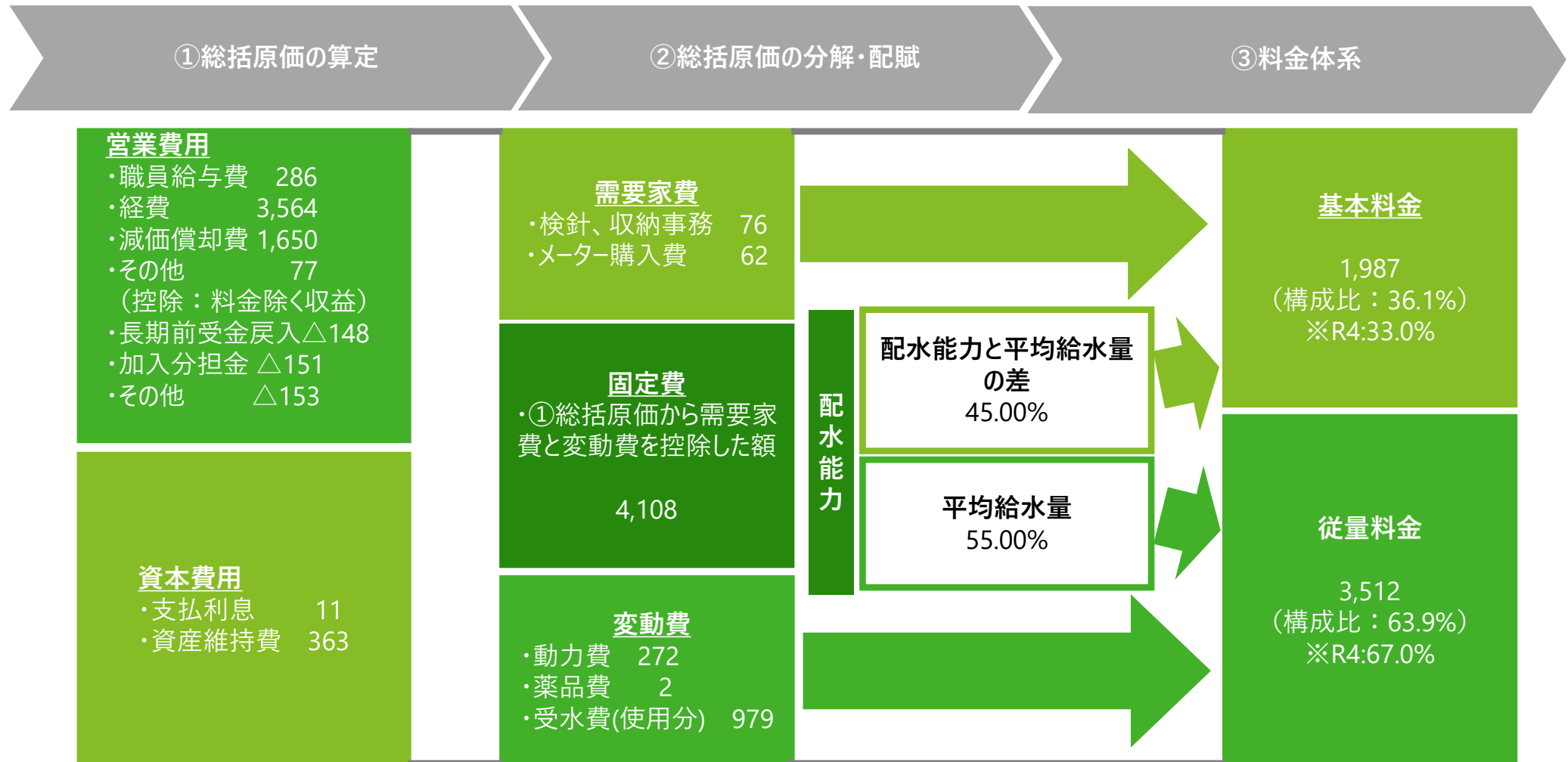
→算定要領では、固定資産を維持する費用について全国の平均的な水道事業者において3%を標準として負担するとされており、現行料金よりも使用者に多額の負担を求める試算となりました。

(参考) 料金算定要領に基づく料金改定率18%での試算

料金算定要領に基づく料金体系の算定 (1/2)

・料金算定期間（令和6年度から令和10年度）の財政シミュレーションを基礎としています。

(単位：百万円, 税抜)



(参考) 料金算定要領に基づく料金改定率18%での試算

料金算定要領の算定方法を利用した場合

■ 料金算定要領に基づく料金体系を口径別に算出した結果

単位：円，税込（税抜）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	1,340 (1,219)	3,216 (2,924)	5,056 (4,597)	7,656 (6,960)	13,825 (12,569)	22,814 (20,740)	53,830 (48,937)	96,981 (88,165)	227,913 (207,194)
従量料金	120.81 (109.83) ※従量料金総額÷使用水量により算出								

■ 現在の料金体系と料金算定要領に基づく料金との差額

単位：円，税込（税抜）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金 [現行]	935 (850)	2,530 (2,300)	4,290 (3,900)	6,710 (6,100)	13,400 (12,200)	22,990 (20,900)	59,180 (53,800)	110,990 (100,900)	275,110 (250,100)
従量料金 [現行]	111.49 (101.36) ※従量料金総額÷使用水量により算出								
基本：差額	405 (369)	686 (624)	766 (697)	946 (860)	425 (369)	-176 (-160)	-5,350 (-4,863)	-14,009 (-12,735)	-47,197 (-42,906)
従量：差額	9.32 (8.47)								

→口径13mm、20mmは基本料金の改定率が25%以上となり、50mm以上の口径では基本料金を減額する試算となりました。

現在の料金体系を基礎として新たな料金体系について検討します

料金体系の検討方法

- ・料金算定要領に基づく料金体系は、一部の使用者負担が大きくなることから、現行の料金体系を基礎として検討を行います。
- ・料金体系は基本料金と従量料金の2つがあり、定額又は定率で改定するのか、従量料金の場合、使用水量区分のうち一律に改定する、使用水量の多い区分を改定するなどの検討を行います。

■ 現在の料金体系

単位：円，税込（税抜）

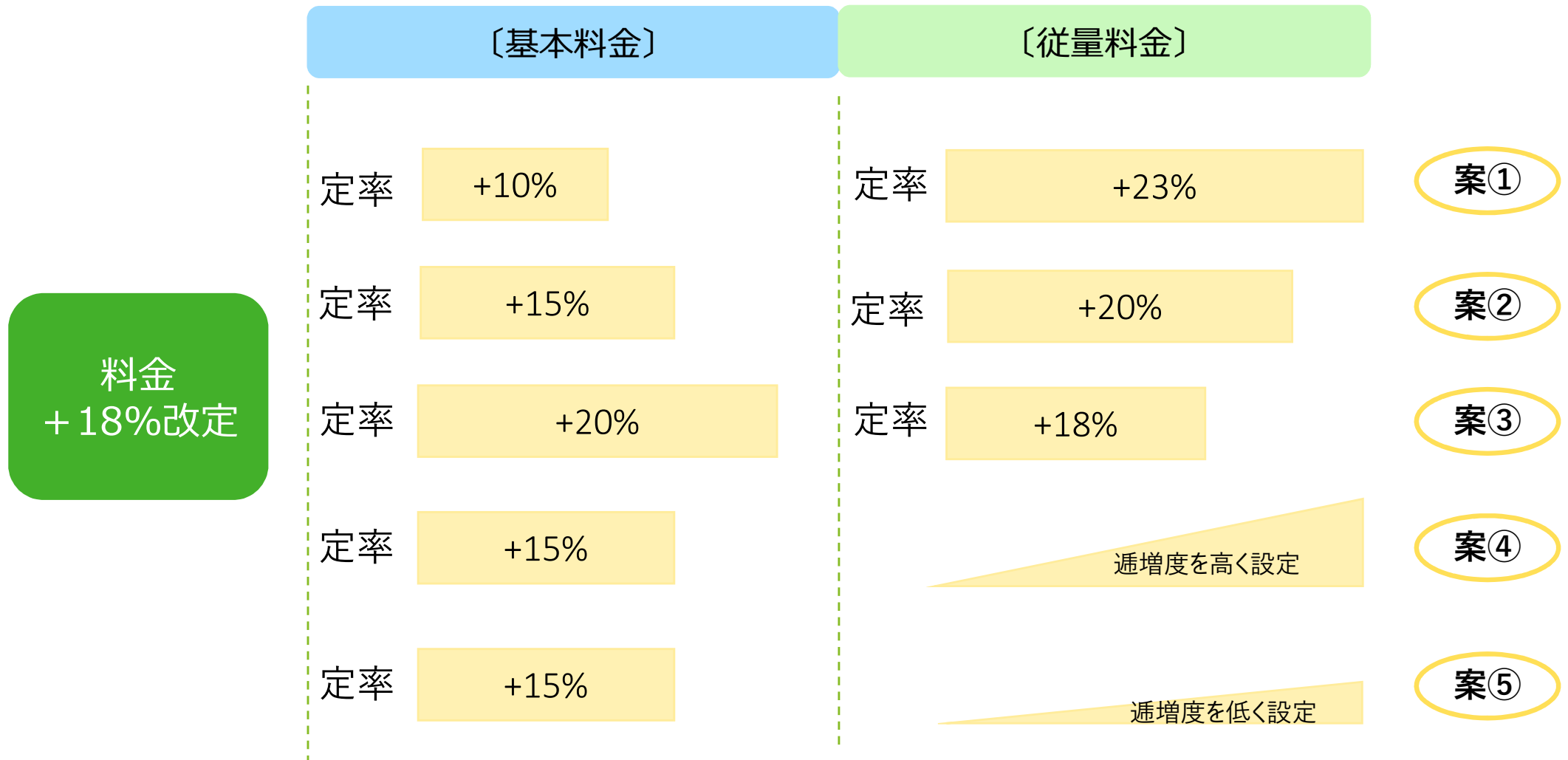
口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm
基本料金	935 (850)	2,530 (2,300)	4,290 (3,900)	6,710 (6,100)	13,400 (12,200)	22,990 (20,900)	59,180 (53,800)	110,990 (100,900)	275,110 (250,100)
従量料金									
1-10m ³					66 (60)				
11-20m ³					77 (70)				
21-30m ³					121 (110)				
31-50m ³					143 (130)				
51-100m ³					176 (160)				
101- m ³					187 (170)				

・一律10%改定、
・+200円改定
などを検討

・一律10%改定、
・50m³まで+10円、
・51m³以上+20円改定
などを検討

料金体系を改定するパターンを整理しました

改定方法の5つの案



改定率18%の料金体系【案 1】

基本料金を一律10%、従量料金を一律23%を改定する場合

■基本料金

(税込, 円)

口径	現行	改定後	増加額
13mm	935	1,029	94
20mm	2,530	2,783	253
25mm	4,290	4,719	429
30mm	6,710	7,381	671
40mm	13,420	14,762	1,342
50mm	22,990	25,289	2,299
75mm	59,180	65,098	5,918
100mm	110,990	122,089	11,099
150mm	275,110	302,621	27,511

■従量料金

(税込, 円)

水量	従量単価	改定後	増加額
1-10m ³	66	81	15
11-20m ³	77	95	18
21-30m ³	121	149	28
31-50m ³	143	176	33
51-100m ³	176	216	40
101- m ³	187	230	43

《特徴》

- 基本・従量料金とも定率改定のため公平性がある
- 従量料金の改定を優先しているため、使用水量の多い使用者の負担が大きい

■ 3-5人家族の平均的な使用水量25m³/月の場合の料金比較（1か月分）

【現在】

(税込, 円)

【改定案】

口径	基本料金	従量料金	料金	基本料金	増加額	従量料金	増加額	料金	増加額
13mm	935	2,035	2,970	1,029	94	2,505	470	3,534	564
20mm	2,530	2,035	4,565	2,783	253	2,505	470	5,288	723
25mm	4,290	2,035	6,325	4,719	429	2,505	470	7,224	899
30mm	6,710	2,035	8,745	7,381	671	2,505	470	9,886	1,141
40mm	13,420	2,035	15,455	14,762	1,342	2,505	470	17,267	1,812
50mm	22,990	2,035	25,025	25,289	2,299	2,505	470	27,794	2,769
75mm	59,180	2,035	61,215	65,098	5,918	2,505	470	67,603	6,388
100mm	110,990	2,035	113,025	122,089	11,099	2,505	470	124,594	11,569
150mm	275,110	2,035	277,145	302,621	27,511	2,505	470	305,126	27,981

(参考) 現行と改定案の料金比較

口径別料金の比較表【2か月分の料金＝使用水量/月×2】(税込, 円)

●13mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	3,190	3,685	495
20	4,730	5,577	847
30	7,150	8,547	1,397
40	10,010	12,067	2,057
50	12,870	15,587	2,717
100	30,470	37,257	6,787
200	67,870	83,237	15,367

●20mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	6,380	7,194	814
20	7,920	9,086	1,166
30	10,340	12,056	1,716
40	13,200	15,576	2,376
50	16,060	19,096	3,036
100	33,660	40,766	7,106
200	71,060	86,746	15,686

●25mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	9,900	11,066	1,166
20	11,440	12,958	1,518
30	13,860	15,928	2,068
40	16,720	19,448	2,728
50	19,580	22,968	3,388
100	37,180	44,638	7,458
200	74,580	90,618	16,038

●30mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	16,280	18,282	2,002
50	24,420	28,292	3,872
100	42,020	49,962	7,942
200	79,420	95,942	16,522

●40mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	29,700	33,044	3,344
50	37,840	43,054	5,214
100	55,440	64,724	9,284
200	92,840	110,704	17,864

●50mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	224,180	269,698	45,518
1,000	411,180	499,598	88,418
1,500	598,180	729,498	131,318
2,000	785,180	959,398	174,218

●75mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	296,560	349,316	52,756
1,000	483,560	579,216	95,656
1,500	670,560	809,116	138,556
2,000	857,560	1,039,016	181,456

●100mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
1,000	587,180	693,198	106,018
2,000	961,180	1,152,998	191,818
3,000	1,335,180	1,612,798	277,618
4,000	1,709,180	2,072,598	363,418

●150mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
2,500	1,476,420	1,743,962	267,542
5,000	2,411,420	2,893,462	482,042
7,500	3,346,420	4,042,962	696,542
10,000	4,281,420	5,192,462	911,042

* 口径ごとに使用実績の多い水量区分の料金を比較しています。

改定率18%の料金体系【案2】

基本料金を一律15%、従量料金を一律20%を改定する場合

■基本料金

(税込, 円)

口径	現行	改定後	増加額
13mm	935	1,076	141
20mm	2,530	2,910	380
25mm	4,290	4,934	644
30mm	6,710	7,717	1,007
40mm	13,420	15,433	2,013
50mm	22,990	26,439	3,449
75mm	59,180	68,057	8,877
100mm	110,990	127,639	16,649
150mm	275,110	316,377	41,267

■従量料金

(税込, 円)

水量	従量単価	改定後	増加額
1-10m ³	66	79	13
11-20m ³	77	92	15
21-30m ³	121	145	24
31-50m ³	143	172	29
51-100m ³	176	211	35
101- m ³	187	224	37

《特徴》

- 基本・従量料金とも定率改定のため公平性がある
- 基本料金が増えて経営が安定する
- 案①と比較すると、従量単価が低いため、使用水量が増えるほど案②の方が増加額が少ない

■ 3-5人家族の平均的な使用水量25m³/月の場合の料金比較（1か月分）

【現在】

(税込, 円)

【改定案】

口径	基本料金	従量料金	料金	基本料金	増加額	従量料金	増加額	料金	増加額
13mm	935	2,035	2,970	1,076	141	2,435	400	3,511	541
20mm	2,530	2,035	4,565	2,910	380	2,435	400	5,345	780
25mm	4,290	2,035	6,325	4,934	644	2,435	400	7,369	1,044
30mm	6,710	2,035	8,745	7,717	1,007	2,435	400	10,152	1,407
40mm	13,420	2,035	15,455	15,433	2,013	2,435	400	17,868	2,413
50mm	22,990	2,035	25,025	26,439	3,449	2,435	400	28,874	3,849
75mm	59,180	2,035	61,215	68,057	8,877	2,435	400	70,492	9,277
100mm	110,990	2,035	113,025	127,639	16,649	2,435	400	130,074	17,049
150mm	275,110	2,035	277,145	316,377	41,267	2,435	400	318,812	41,667

(参考) 現行と改定案の料金比較

口径別料金の比較表【2か月分の料金＝使用水量/月×2】(税込, 円)

●13mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	3,190	3,736	546
20	4,730	5,584	854
30	7,150	8,488	1,338
40	10,010	11,920	1,910
50	12,870	15,352	2,482
100	30,470	36,472	6,002
200	67,870	81,352	13,482

●20mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	6,380	7,403	1,023
20	7,920	9,251	1,331
30	10,340	12,155	1,815
40	13,200	15,587	2,387
50	16,060	19,019	2,959
100	33,660	40,139	6,479
200	71,060	85,019	13,959

●25mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	9,900	11,451	1,551
20	11,440	13,299	1,859
30	13,860	16,203	2,343
40	16,720	19,635	2,915
50	19,580	23,067	3,487
100	37,180	44,187	7,007
200	74,580	89,067	14,487

●30mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	16,280	18,865	2,585
50	24,420	28,633	4,213
100	42,020	49,753	7,733
200	79,420	94,633	15,213

●40mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	29,700	34,298	4,598
50	37,840	44,066	6,226
100	55,440	65,186	9,746
200	92,840	110,066	17,226

●50mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	224,180	266,717	42,537
1,000	411,180	491,117	79,937
1,500	598,180	715,517	117,337
2,000	785,180	939,917	154,737

●75mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	296,560	349,954	53,394
1,000	483,560	574,354	90,794
1,500	670,560	798,754	128,194
2,000	857,560	1,023,154	165,594

●100mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
1,000	587,180	693,517	106,337
2,000	961,180	1,142,317	181,137
3,000	1,335,180	1,591,117	255,937
4,000	1,709,180	2,039,917	330,737

●150mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
2,500	1,476,420	1,744,193	267,773
5,000	2,411,420	2,866,193	454,773
7,500	3,346,420	3,988,193	641,773
10,000	4,281,420	5,110,193	828,773

* 口径ごとに使用実績の多い水量区分の料金を比較しています。

改定率18%の料金体系【案3】

基本料金を一律20%、従量料金を一律18%を改定する場合

■基本料金

(税込, 円)

口径	現行	改定後	増加額
13mm	935	1,122	187
20mm	2,530	3,036	506
25mm	4,290	5,148	858
30mm	6,710	8,052	1,342
40mm	13,420	16,104	2,684
50mm	22,990	27,588	4,598
75mm	59,180	71,016	11,836
100mm	110,990	133,188	22,198
150mm	275,110	330,132	55,022

■従量料金

(税込, 円)

水量	従量単価	改定後	増加額
1-10m ³	66	78	12
11-20m ³	77	91	14
21-30m ³	121	143	22
31-50m ³	143	169	26
51-100m ³	176	208	32
101- m ³	187	221	34

《特徴》

- 基本・従量料金とも定率改定のため公平性がある
- 基本料金の改定率が高いため、経営はより安定する
- 基本料金の改定を優先しているため、使用水量の多い使用者の負担は案①②と比較して少ない一方、使用水量の少ない使用者の負担が大きい

■ 3-5人家族の平均的な使用水量25m³/月の場合の料金比較 (1か月分)

【現在】

(税込, 円)

【改定案】

口径	基本料金	従量料金	料金	基本料金	増加額	従量料金	増加額	料金	増加額
13mm	935	2,035	2,970	1,122	187	2,405	370	3,527	557
20mm	2,530	2,035	4,565	3,036	506	2,405	370	5,441	876
25mm	4,290	2,035	6,325	5,148	858	2,405	370	7,553	1,228
30mm	6,710	2,035	8,745	8,052	1,342	2,405	370	10,457	1,712
40mm	13,420	2,035	15,455	16,104	2,684	2,405	370	18,509	3,054
50mm	22,990	2,035	25,025	27,588	4,598	2,405	370	29,993	4,968
75mm	59,180	2,035	61,215	71,016	11,836	2,405	370	73,421	12,206
100mm	110,990	2,035	113,025	133,188	22,198	2,405	370	135,593	22,568
150mm	275,110	2,035	277,145	330,132	55,022	2,405	370	332,537	55,392

(参考) 現行と改定案の料金比較

口径別料金の比較表【2か月分の料金＝使用水量/月×2】(税込, 円)

●13mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	3,190	3,806	616
20	4,730	5,632	902
30	7,150	8,492	1,342
40	10,010	11,858	1,848
50	12,870	15,224	2,354
100	30,470	36,014	5,544
200	67,870	80,234	12,364

●20mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	6,380	7,634	1,254
20	7,920	9,460	1,540
30	10,340	12,320	1,980
40	13,200	15,686	2,486
50	16,060	19,052	2,992
100	33,660	39,842	6,182
200	71,060	84,062	13,002

●25mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	9,900	11,858	1,958
20	11,440	13,684	2,244
30	13,860	16,544	2,684
40	16,720	19,910	3,190
50	19,580	23,276	3,696
100	37,180	44,066	6,886
200	74,580	88,286	13,706

●30mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
20	16,280	19,492	3,212
50	24,420	29,084	4,664
100	42,020	49,874	7,854
200	79,420	94,094	14,674

●40mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
20	29,700	35,596	5,896
50	37,840	45,188	7,348
100	55,440	65,978	10,538
200	92,840	110,198	17,358

●50mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
500	224,180	265,826	41,646
1,000	411,180	486,926	75,746
1,500	598,180	708,026	109,846
2,000	785,180	929,126	143,946

●75mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
500	296,560	352,682	56,122
1,000	483,560	573,782	90,222
1,500	670,560	794,882	124,322
2,000	857,560	1,015,982	158,422

●100mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
1,000	587,180	698,126	110,946
2,000	961,180	1,140,326	179,146
3,000	1,335,180	1,582,526	247,346
4,000	1,709,180	2,024,726	315,546

●150mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
2,500	1,476,420	1,755,314	278,894
5,000	2,411,420	2,860,814	449,394
7,500	3,346,420	3,966,314	619,894
10,000	4,281,420	5,071,814	790,394

* 口径ごとに使用実績の多い水量区分の料金を比較しています。

改定率18%の料金体系【案4】

基本料金を一律15%、従量料金の逡増度を上げる場合

■基本料金

(税込, 円)

口径	基本料金	改定後	増加額
13mm	935	1,076	141
20mm	2,530	2,910	380
25mm	4,290	4,934	644
30mm	6,710	7,717	1,007
40mm	13,420	15,433	2,013
50mm	22,990	26,439	3,449
75mm	59,180	68,057	8,877
100mm	110,990	127,639	16,649
150mm	275,110	316,377	41,267

■従量料金

(税込, 円)

水量	従量単価	改定後	増加額	増加率
1-10m ³	66	58	-8	-11.7%
11-20m ³	77	77	0	0.0%
21-30m ³	121	121	0	0.0%
31-50m ³	143	143	0	0.0%
51-100m ³	176	212	36	20.6%
101- m ³	187	322	135	72.4%

《特徴》

・従量料金を1-10m³の区分は減額、使用水量が増えるにつれて、逡増度を高く設定する（近隣団体の逡増度を参考）

■ 3-5人家族の平均的な使用水量25m³/月の場合の料金比較（1か月分）

【現在】

(2か月分, 税込, 円)

【改定案】

口径	基本料金	従量料金	料金	基本料金	増加額	従量料金	増加額	料金	増加額
13mm	935	2,035	2,970	1,076	141	1,958	-77	3,034	64
20mm	2,530	2,035	4,565	2,910	380	1,958	-77	4,868	303
25mm	4,290	2,035	6,325	4,934	644	1,958	-77	6,892	567
30mm	6,710	2,035	8,745	7,717	1,007	1,958	-77	9,675	930
40mm	13,420	2,035	15,455	15,433	2,013	1,958	-77	17,391	1,936
50mm	22,990	2,035	25,025	26,439	3,449	1,958	-77	28,397	3,372
75mm	59,180	2,035	61,215	68,057	8,877	1,958	-77	70,015	8,800
100mm	110,990	2,035	113,025	127,639	16,649	1,958	-77	129,597	16,572
150mm	275,110	2,035	277,145	316,377	41,267	1,958	-77	318,335	41,190

・使用水量が少ない場合、料金改定の影響は小さい
 ・使用水量が多い使用者ほど負担が大きくなる

(参考) 現行と改定案の料金比較

口径別料金の比較表【2か月分の料金＝使用水量/月×2】（税込，円）

●13mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	3,190	3,318	128
20	4,730	4,858	128
30	7,150	7,278	128
40	10,010	10,138	128
50	12,870	12,998	128
100	30,470	34,228	3,758
200	67,870	98,688	30,818

●20mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	6,380	6,985	605
20	7,920	8,525	605
30	10,340	10,945	605
40	13,200	13,805	605
50	16,060	16,665	605
100	33,660	37,895	4,235
200	71,060	102,355	31,295

●25mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
10	9,900	11,033	1,133
20	11,440	12,573	1,133
30	13,860	14,993	1,133
40	16,720	17,853	1,133
50	19,580	20,713	1,133
100	37,180	41,943	4,763
200	74,580	106,403	31,823

●30mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
20	16,280	18,139	1,859
50	24,420	26,279	1,859
100	42,020	47,509	5,489
200	79,420	111,969	32,549

●40mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
20	29,700	33,572	3,872
50	37,840	41,712	3,872
100	55,440	62,942	7,502
200	92,840	127,402	34,562

●50mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
500	224,180	342,793	118,613
1,000	411,180	665,093	253,913
1,500	598,180	987,393	389,213
2,000	785,180	1,309,693	524,513

●75mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
500	296,560	426,030	129,470
1,000	483,560	748,330	264,770
1,500	670,560	1,070,630	400,070
2,000	857,560	1,392,930	535,370

●100mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
1,000	587,180	867,493	280,313
2,000	961,180	1,512,093	550,913
3,000	1,335,180	2,156,693	821,513
4,000	1,709,180	2,801,293	1,092,113

●150mm

水量(m ³)/月	現行	改定案	増加額
2,500	1,476,420	2,211,869	735,449
5,000	2,411,420	3,823,369	1,411,949
7,500	3,346,420	5,434,869	2,088,449
10,000	4,281,420	7,046,369	2,764,949

* 口径ごとに使用実績の多い水量区分の料金を比較しています。

改定率18%の料金体系【案5】

基本料金を一律15%、従量料金の逡増度を下げる場合

■基本料金

(税込, 円)

口径	基本料金	改定後	増加額
13mm	935	1,076	141
20mm	2,530	2,910	380
25mm	4,290	4,934	644
30mm	6,710	7,717	1,007
40mm	13,420	15,433	2,013
50mm	22,990	26,439	3,449
75mm	59,180	68,057	8,877
100mm	110,990	127,639	16,649
150mm	275,110	316,377	41,267

■従量料金

(税込, 円)

水量	従量単価	改定後	増加額	増加率
1-10m ³	66	110	44	66.7%
11-20m ³	77	121	44	57.1%
21-30m ³	121	132	11	9.1%
31-50m ³	143	143	0	0.0%
51-100m ³	176	154	-22	-12.5%
101- m ³	187	165	-22	-11.8%

《特徴》

- 水量区分間の単価を11円（税込）差になるように改定
- 使用水量が少ない場合は負担が大きい
- 使用水量が増えると現行よりも安価になる場合がある

■ 3-5人家族の平均的な使用水量25m³/月の場合の料金比較（1か月分）

【現在】

(2か月分, 税込, 円)

【改定案】

口径	基本料金	従量料金	料金	基本料金	増加額	従量料金	増加額	料金	増加額
13mm	935	2,035	2,970	1,076	141	2,970	935	4,046	1,076
20mm	2,530	2,035	4,565	2,910	380	2,970	935	5,880	1,315
25mm	4,290	2,035	6,325	4,934	644	2,970	935	7,904	1,579
30mm	6,710	2,035	8,745	7,717	1,007	2,970	935	10,687	1,942
40mm	13,420	2,035	15,455	15,433	2,013	2,970	935	18,403	2,948
50mm	22,990	2,035	25,025	26,439	3,449	2,970	935	29,409	4,384
75mm	59,180	2,035	61,215	68,057	8,877	2,970	935	71,027	9,812
100mm	110,990	2,035	113,025	127,639	16,649	2,970	935	130,609	17,584
150mm	275,110	2,035	277,145	316,377	41,267	2,970	935	319,347	42,202

(参考) 現行と改定案の料金比較

口径別料金の比較表【2か月分の料金＝使用水量/月×2】(税込, 円)

●13mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	3,190	4,352	1,162
20	4,730	6,772	2,042
30	7,150	9,412	2,262
40	10,010	12,272	2,262
50	12,870	15,132	2,262
100	30,470	30,532	62
200	67,870	63,532	-4,338

●20mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	6,380	8,019	1,639
20	7,920	10,439	2,519
30	10,340	13,079	2,739
40	13,200	15,939	2,739
50	16,060	18,799	2,739
100	33,660	34,199	539
200	71,060	67,199	-3,861

●25mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
10	9,900	12,067	2,167
20	11,440	14,487	3,047
30	13,860	17,127	3,267
40	16,720	19,987	3,267
50	19,580	22,847	3,267
100	37,180	38,247	1,067
200	74,580	71,247	-3,333

●30mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	16,280	20,053	3,773
50	24,420	28,413	3,993
100	42,020	43,813	1,793
200	79,420	76,813	-2,607

●40mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
20	29,700	35,486	5,786
50	37,840	43,846	6,006
100	55,440	59,246	3,806
200	92,840	92,246	-594

●50mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	224,180	213,257	-10,923
1,000	411,180	378,257	-32,923
1,500	598,180	543,257	-54,923
2,000	785,180	708,257	-76,923

●75mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
500	296,560	296,494	-66
1,000	483,560	461,494	-22,066
1,500	670,560	626,494	-44,066
2,000	857,560	791,494	-66,066

●100mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
1,000	587,180	580,657	-6,523
2,000	961,180	910,657	-50,523
3,000	1,335,180	1,240,657	-94,523
4,000	1,709,180	1,570,657	-138,523

●150mm

水量(m³)/月	現行	改定案	増加額
2,500	1,476,420	1,453,133	-23,287
5,000	2,411,420	2,278,133	-133,287
7,500	3,346,420	3,103,133	-243,287
10,000	4,281,420	3,928,133	-353,287

* 口径ごとに使用実績の多い水量区分の料金を比較しています。

《まとめ》案①～⑤のメリット・デメリット

メリット・デメリットの整理

	改定内容（表示金額は税込）		メリット	デメリット
	基本料金	従量料金		
案①	定率10% 改定	定率23% 改定	使用水量が少ない使用者の負担があまり増加しない	使用水量が多い使用者の負担が増加する
案②	定率15% 改定	定率20% 改定	（事業者）安定収入が増えるため、経営基盤を強化できる	使用水量が少ない使用者の負担が案①よりも増加する
案③	定率20% 改定	定率18% 改定	（事業者）経営基盤をより強化できる - 使用水量が多い使用者は、案①②よりも増加額が緩和される	使用水量が少ない使用者の負担が案①②よりも増加する
案④	定率15% 改定	単価の逡増度を 高くする	使用水量が少ない使用者は改定による影響が小さい	使用水量が多いほど負担が大幅に増加する
案⑤	定率15% 改定	単価の逡増度を 低くする	使用水量が多い使用者にとっては値下げとなる	使用水量の少ない使用者負担が大幅に増加する

2. 下水道事業

使用料改定に関する検討の流れは下記のとおりです

下水道使用料検討の流れ

1. 使用料の改定率を決定しました 【第2回の検討会】

・使用料の改定率を4パターン試算した結果、【試算2】改定率13%により検討を進めることとなりました。

【試算1】	改定率 9%の場合－令和11年度までの5年間は利益、現金預金を確保する－
【試算2】	改定率13%の場合－令和12年度まで利益、現金預金を確保する－
【試算3】	改定率15%の場合－令和20年度まですべての年度で利益、現金預金を確保する－
【試算4】	改定率20%の場合－利益・現金預金を確保しつつ、一般会計繰入金を減額する検討ができる－

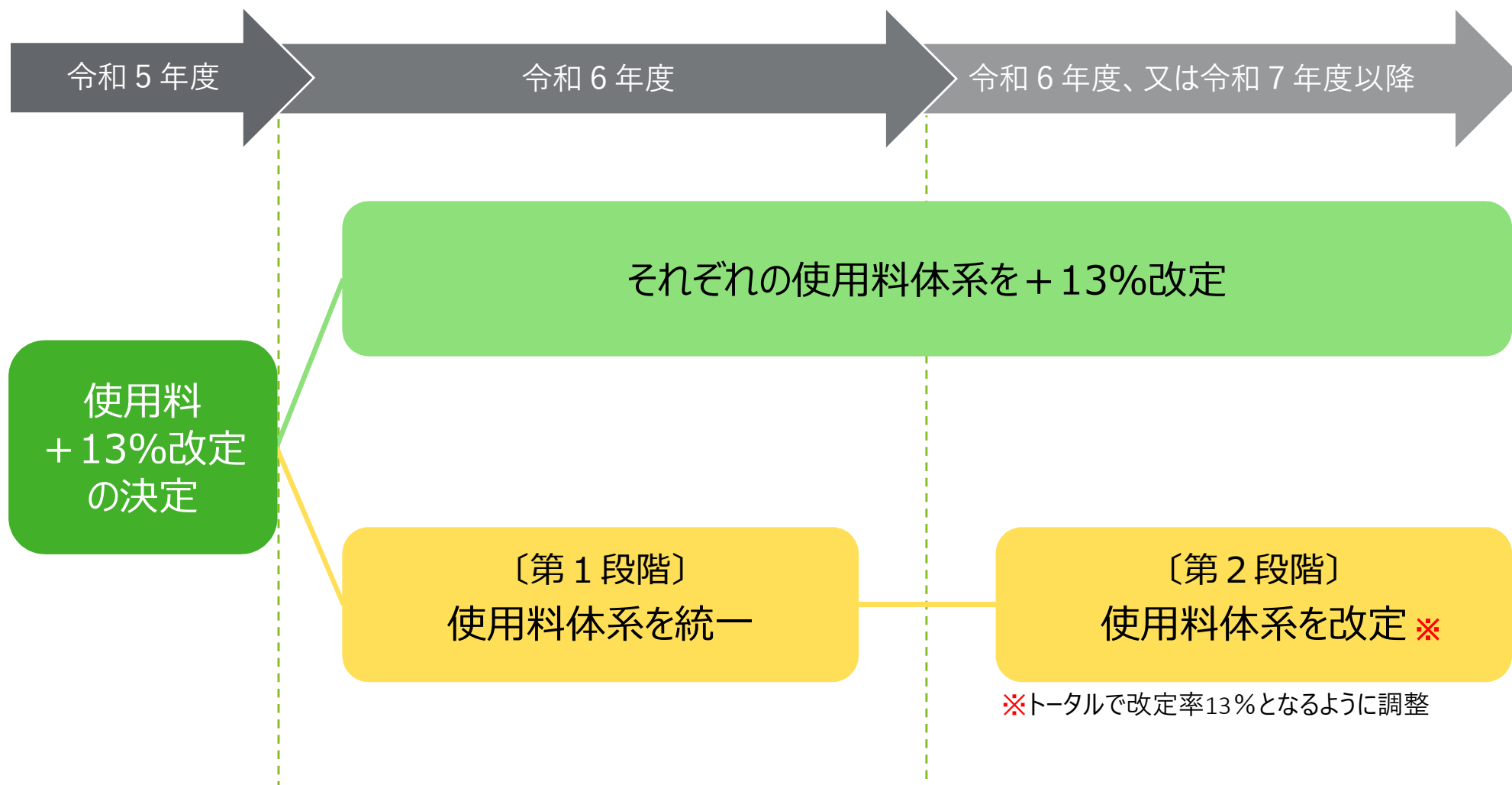
2. 使用料体系を決定します 【第3回（今回）・第4回の検討会】

・第2回の改定率に基づいて、基本使用料と従量使用料の負担割合、従量料金の排水量別の改定幅（料金の傾き）について検討します。

・公共下水道事業と農業集落排水事業の料金体系が異なる部分について、料金体系は別々のまま各事業の料金体系を改定するのか、料金体系を統一するのかについて検討します。

使用料体系を改定する方法を整理しました

改定方法の全体図

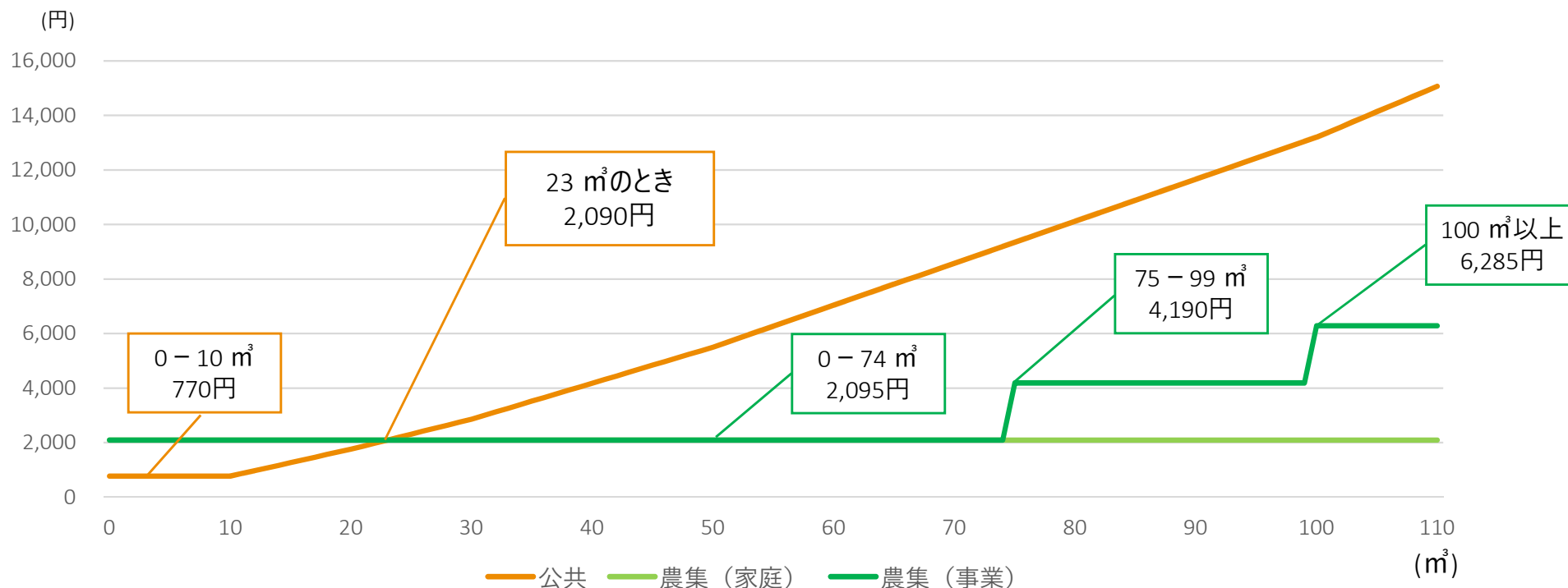


公共下水道と農業集落排水処理施設で使用料体系が異なります

田原市の下水道使用料の比較

- 公共下水道事業では、排出量が少ない利用者が安価に利用でき、農業集落排水事業では、排出量が多い利用者が安価に利用できている状況です。
- 排出量がおおよそ46m³（1か月：23m³）の場合に、使用料がほぼ同額となります。

下水道使用料の比較（1か月、税込）

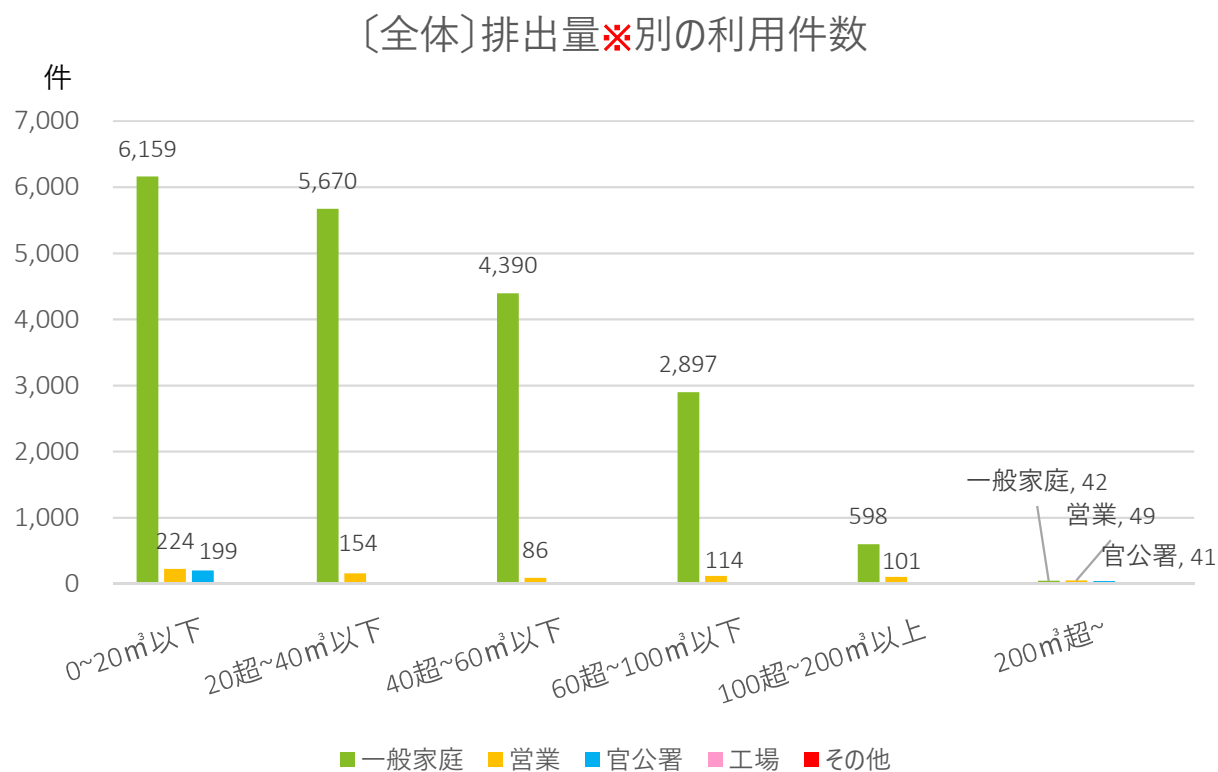
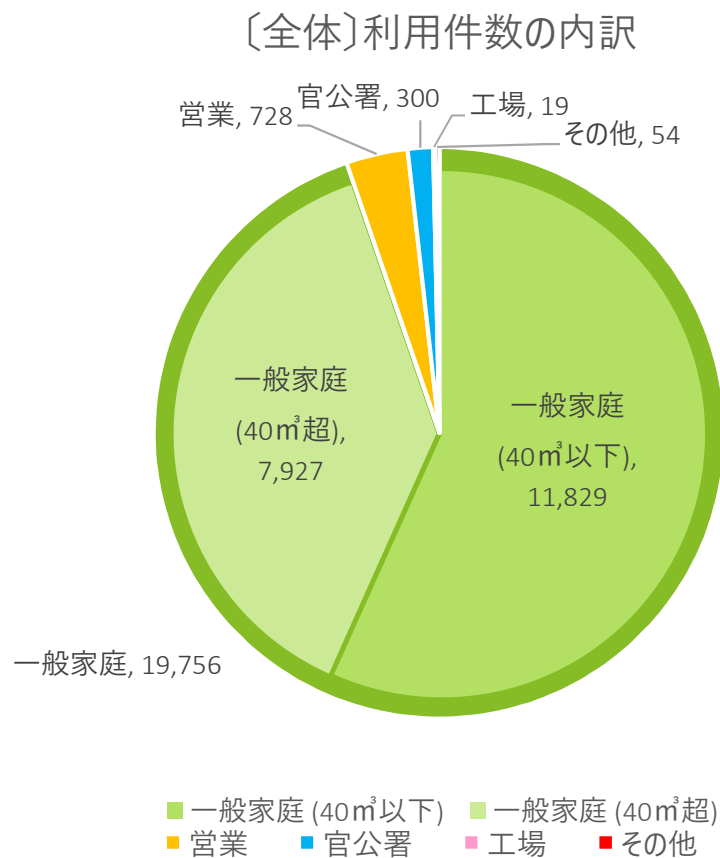


（出典：田原市HP 使用料の算定より作成）

下水道利用者の90%以上が一般家庭の利用者です

令和4年度下水道利用者の分布

- 一般家庭の約60%が、2か月の平均排出量40m³未満です。
- 企業、官公署では、排出量が多くなっています。



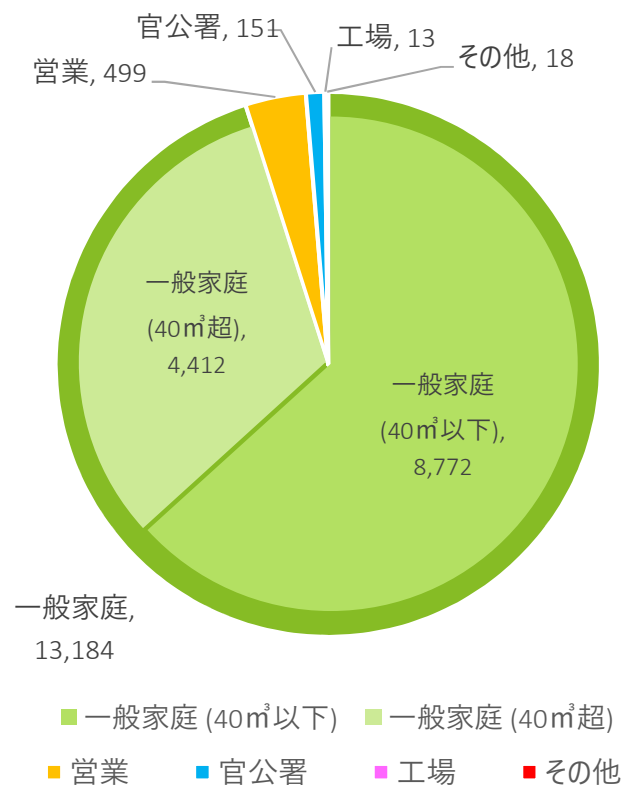
※排出量は2か月平均排出量（1か月平均排出量×2）です

公共下水道・コミュニティプラント事業では排出量 20m^3 以下の利用者が多くなっています

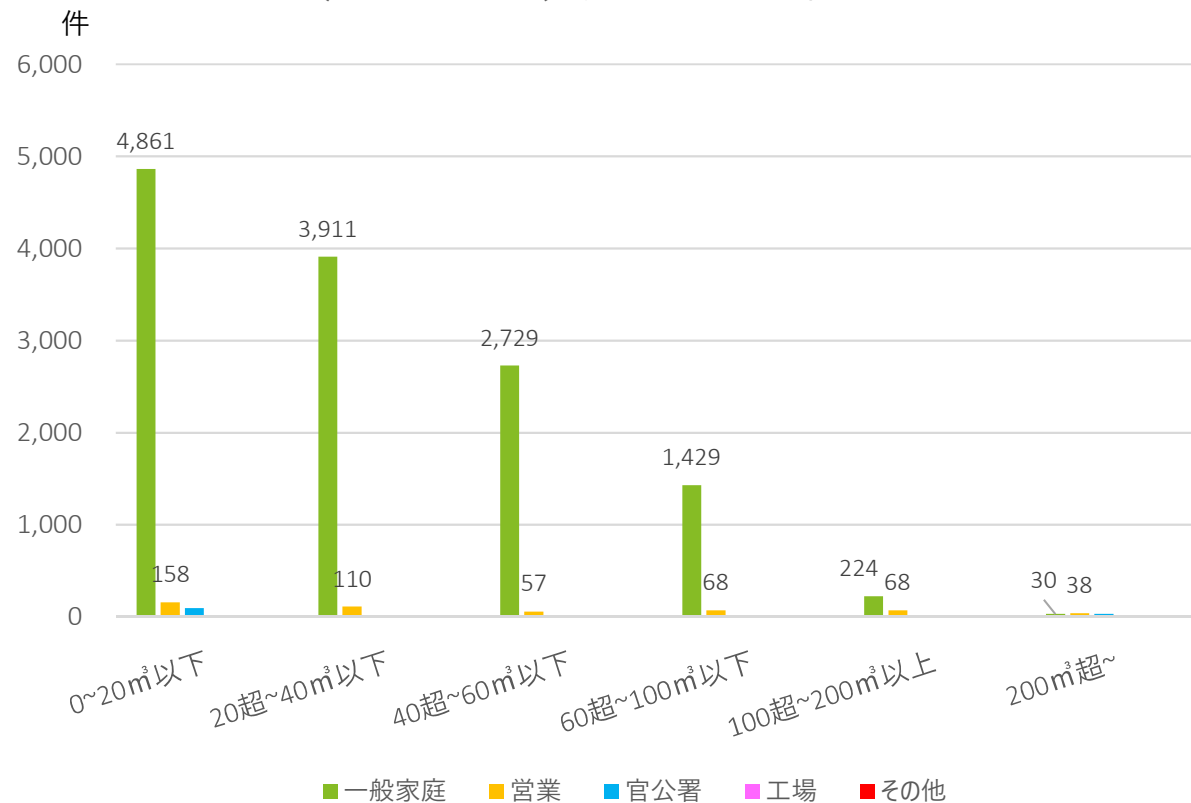
令和4年度の利用者の分布

- 利用件数の90%以上が一般家庭です。
- 2か月の排出量は、 $0\text{--}20\text{m}^3$ 以下の区分が最も多くなっています。

〔公共・コミプラ〕利用件数の内訳



〔公共・コミプラ〕排出量※別の利用件数

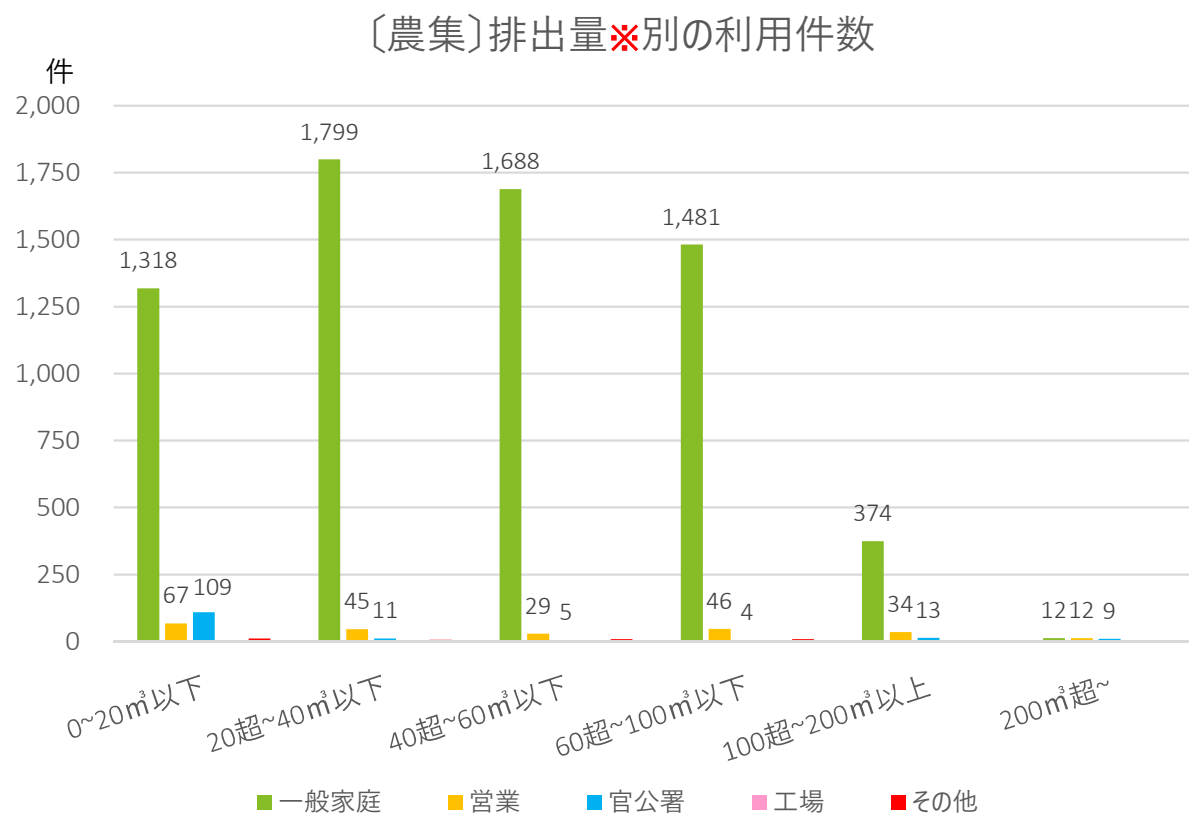
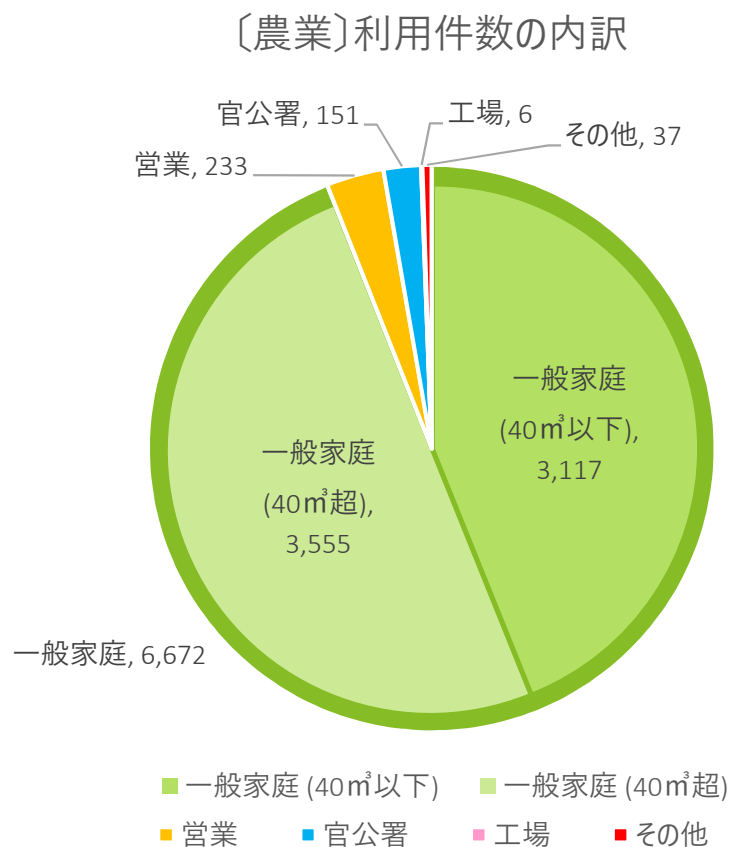


※排出量は2か月平均排出量（1か月平均排出量×2）です

農業集落排水事業では公共下水道事業と比較して排水量が多くなっています

令和4年度の利用者の分布

- 利用件数の90％以上が一般家庭です。
- 一般家庭の約47％が、2か月の平均排出量40m³未満です。



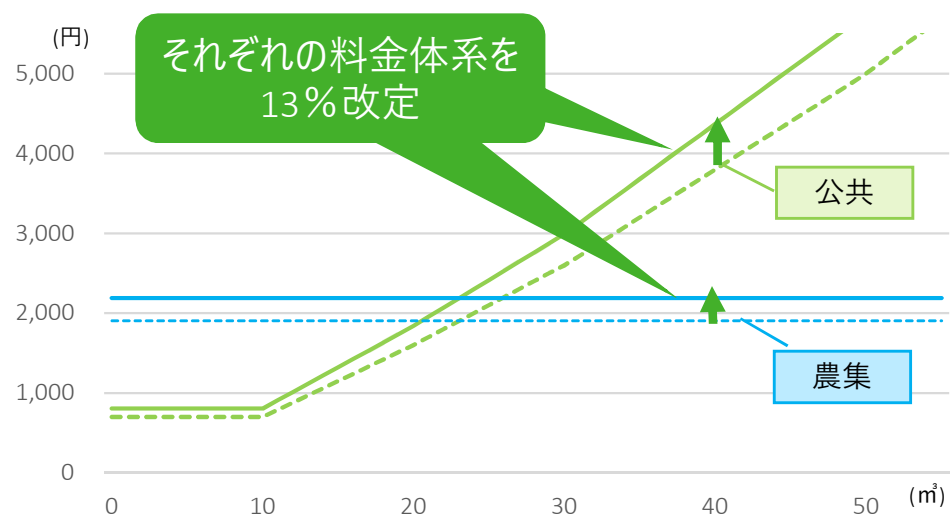
※排出量は2か月平均排出量（1か月平均排出量×2）です

現行の使用料体系を+13%改定する、又は使用料体系を統一することについて検討します

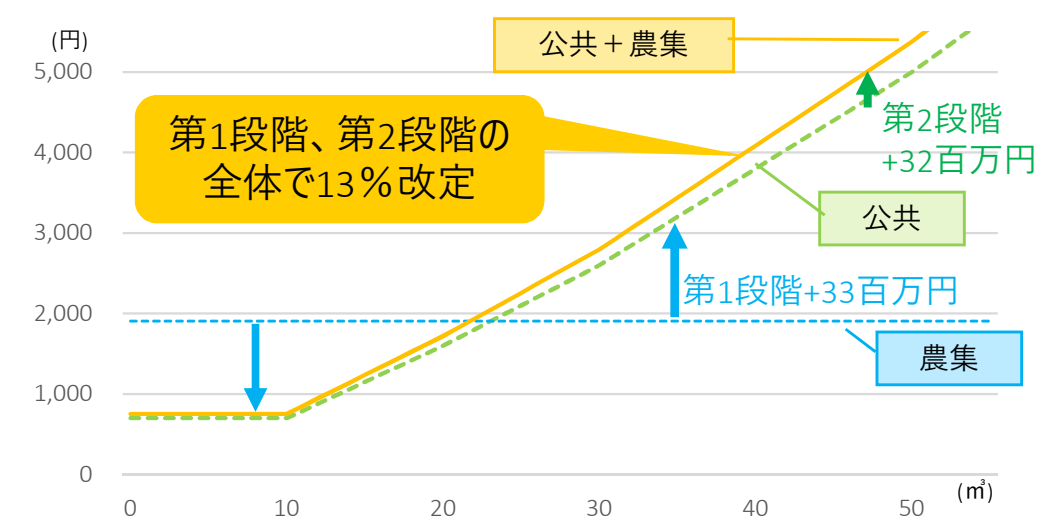
改定パターンの整理

		利点	欠点
1	公共下水道、農業集落排水それぞれの料金体系を改定する	2事業とも同じ比率で改定ができる	2つの料金体系が継続する - 排水量に応じた負担ではない - 排水量が多い利用者ほど、改定の負担が大きい（公共）
2	料金体系を公共下水道に統合したうえで、料金を改定する ※第1段階、第2段階のトータルで改定率13%となるように調整	- 料金体系が揃う - 排水量に応じた公平な負担ができる 2段階の場合、利用者の負担を緩和できる	- 排水量が多い利用者ほど、改定の負担が大きい（農集） 2段階の場合、改定に時間を要する

1. それぞれの料金体系を改定する場合



2. 公共下水道に統合して、全体の料金を改定する場合



《第1段階》公共下水道事業の使用料体系へ統一する場合の試算です

料金体系統合前後の使用料の変化と他団体との比較

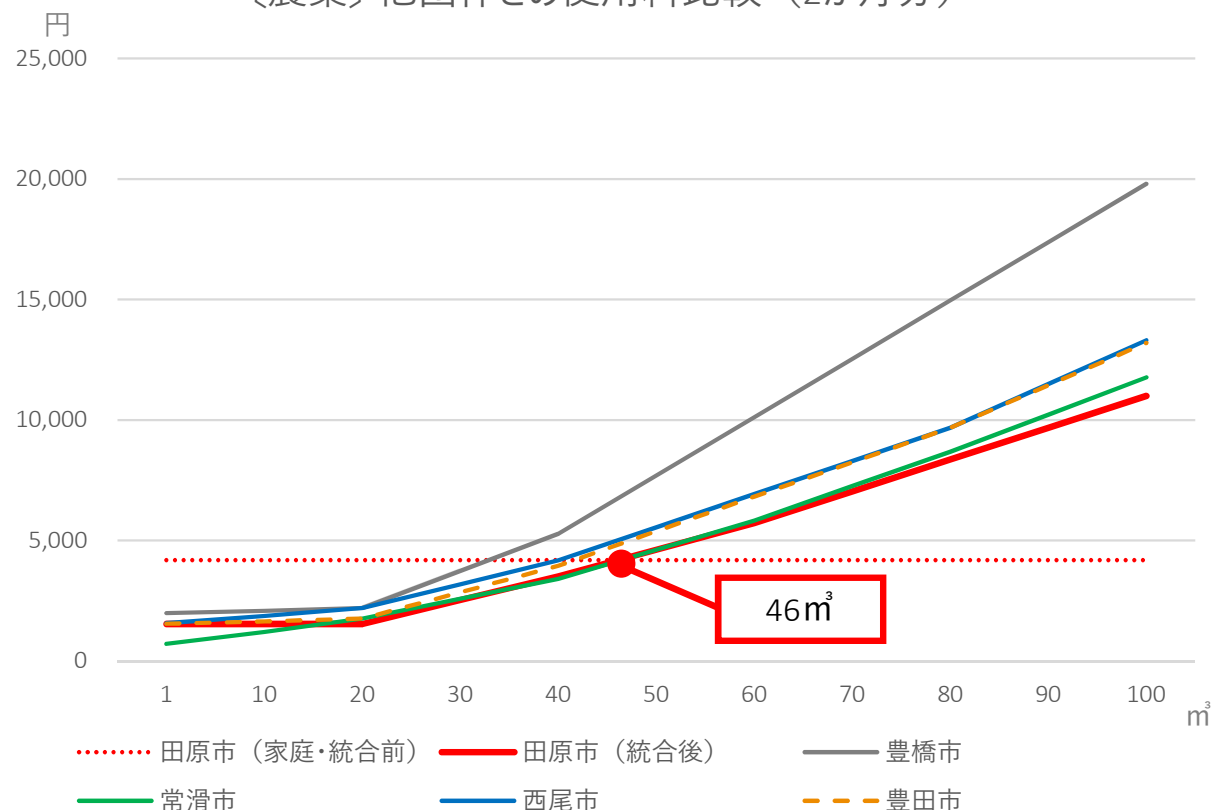
- 排出量が約46m³（1か月：23m³）以下の場合、農業集落排水事業の利用者は使用料が下がります。
- 統一により使用料収入は約33百万円（税抜）/年度、増加する見込みです。
- 近隣団体の使用料と比較しても高い水準ではありません。

統一前後の使用料の比較（2か月分,税込,円）

	排水量	現行	統一後	増減額
家庭用 ※	10m ³	4,190	1,540	-2,650
	20m ³	4,190	1,540	-2,650
	30m ³	4,190	2,530	-1,660
	40m ³	4,190	3,520	-670
	50m ³	4,190	4,620	+430
	60m ³	4,190	5,720	+1,530
	100m ³	4,190	11,000	+6,810
	200m ³	4,190	26,400	+22,210
事業用	200m ³	8,380	26,400	+18,020
	500m ³	12,570	82,500	+69,930

※150m³までは事業用と家庭用は同じ増減額です

〔農集〕他団体との使用料比較（2か月分）



《第2段階》改定案の検討にあたって前提条件を確認します

共通の前提条件

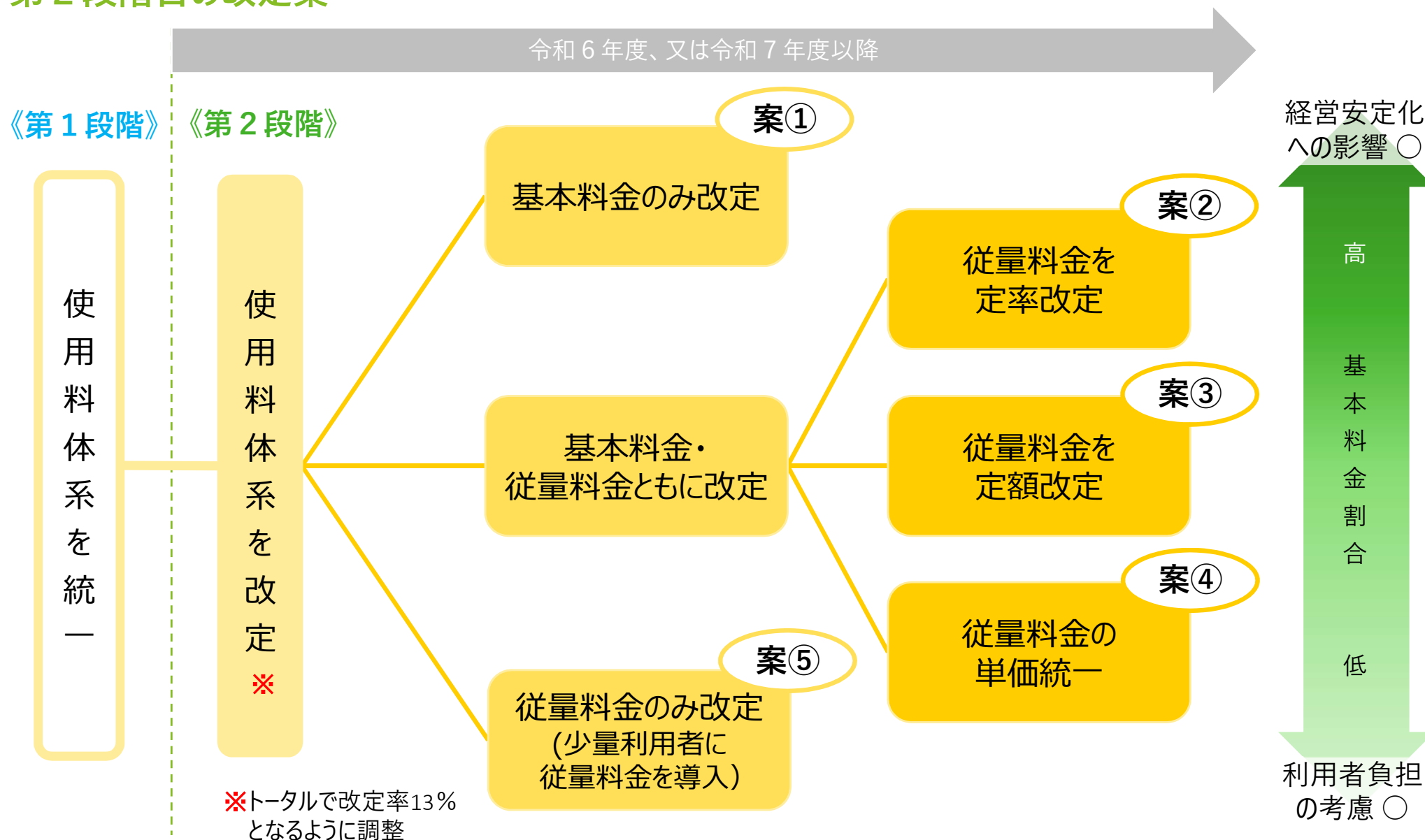
- 全体で+13%改定するため、令和7年度以降に使用料収入を+32百万円確保する必要があります。
- 2段階で改定する場合、令和6年度に+13%改定する場合と比較して、使用料収入が減少します。
- 第2回検討会の試算では、改定率13%の場合、「令和12年度まで利益と現金預金を確保できること」を前提としていますので、その前提を充たすことができるように、「令和8年度」に第2段階目の改定をする案としています。

※ 第2回検討会資料P.23より抜粋

	事業者の視点		使用者の視点
	■利益を確保できるか	■現金預金を保有できるか	■使用料の増加額 (4人家族25m ³ /月の場合)
【試算2】改定率13%	・繰入金を受けるため、 確保できる	・ <u>令和12年度まで確保</u>	公共下水道 300円程度 農業集落排水 280円程度

第2段階目の使用料体系の改定方法について5つの案を提示します

第2段階目の改定案



〔第2段階〕《案①》基本料金のみ +290円 改定する場合

- 基本料金は、+290円（2か月当たり、税込）改定します。
- 従量料金は、現状維持とします。

（単位：税込,円）

基本料金	現行	改定後	増加額
2か月分	1,540	1,830	+290

従量単価	現行	改定後	増加額
0-10m ³	0	0	0
11-20m ³	99	99	0
21-30m ³	110	110	0
31-50m ³	132	132	0
51-100m ³	154	154	0
101m ³ 以上	187	187	0

【特徴】

事業経営の安定化を図るため、基本料金の増額を重視した案です。

対象	メリット
事業者	安定収入が増加し経営基盤が強化できる
利用者	全員同額の改定となる
対象	デメリット
利用者	排水量に関係なく負担が増加

〔第2段階〕《案①》基本料金のみ +290円 改定する場合

改定後の料金体系表（2か月分, 税込, 円）

- 基本料金の割合は、+3.8% 増加します。

現行		改定後	
基本料金割合	従量料金割合	基本料金割合	従量料金割合
30.7%	69.3%	34.5%	65.5%

【公共下水道・コミュニティプラント事業】

使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	1,540	1,830	+290
30m ³	2,530	2,820	+290
45m ³	4,070	4,360	+290
50m ³	4,620	4,910	+290
100m ³	11,000	11,290	+290
200m ³	26,400	26,690	+290
500m ³	82,500	82,790	+290
1,000m ³	176,000	176,290	+290

【農業集落排水事業（一般家庭）】

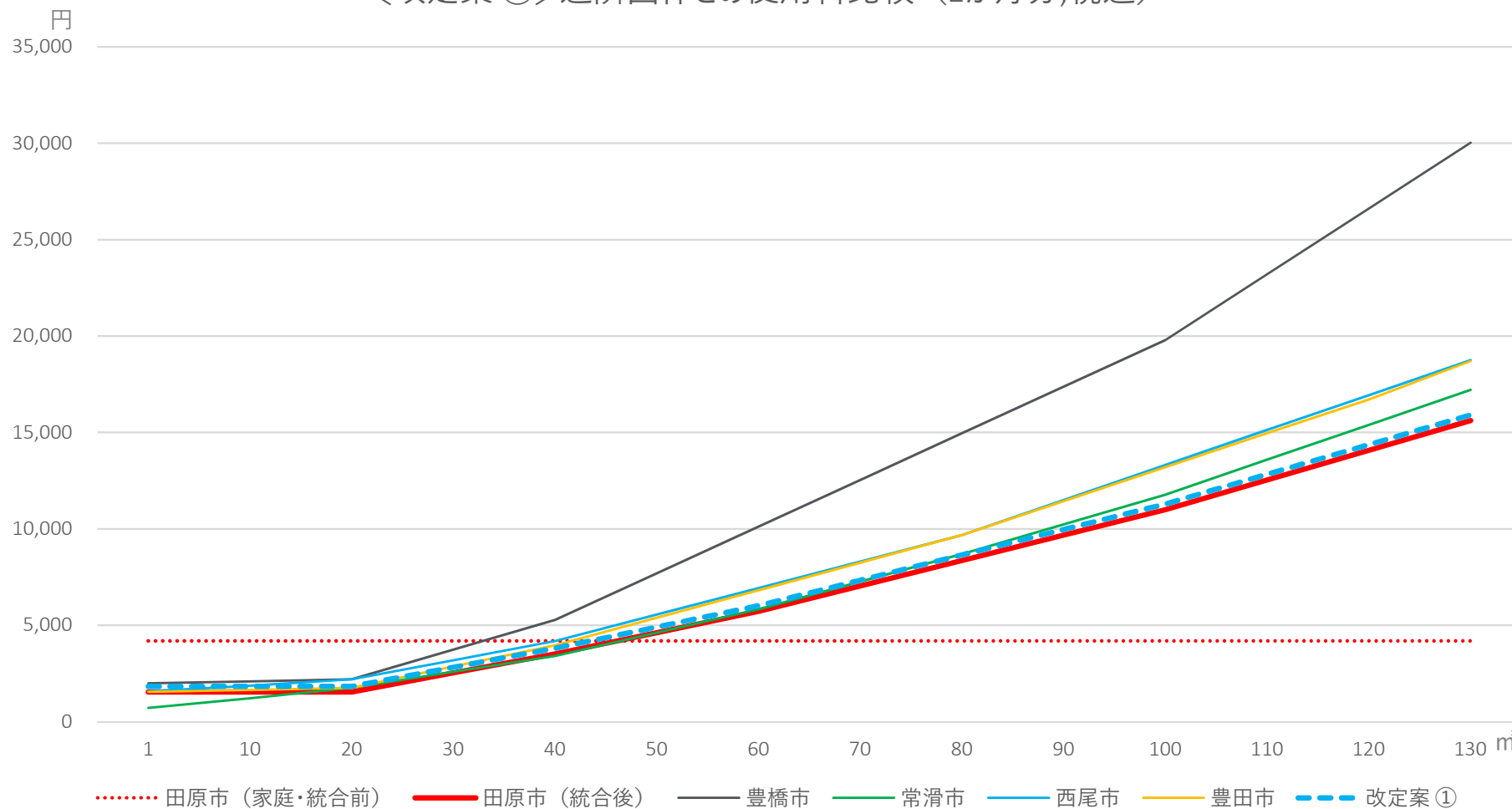
使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	4,190	1,830	-2,360
30m ³	4,190	2,820	-1,370
45m ³	4,190	4,360	+170
50m ³	4,190	4,910	+720
100m ³	4,190	11,290	+7,100
200m ³	4,190	26,690	+22,500
500m ³	4,190	82,790	+78,600
1,000m ³	4,190	176,290	+172,100

※税込金額は、税抜の料金体系をもとに使用料（基本料金＋従量料金）を算定し、消費税額を加算しています

〔第2段階〕《案①》基本料金のみ +290円 改定する場合

近隣団体との使用料比較グラフ

〔改定案①〕近隣団体との使用料比較（2か月分,税込）



〔第2段階〕《案②》基本料金 +110円、従量料金を定率 +4% 改定する場合

- 基本料金は、+110円（2カ月当たり、税込）改定します。
- 従量料金は、+ 4 % 改定します。

（単位：税込,円）

基本料金	現行	改定後	増加額
2か月分	1,540	1,650	+110

従量単価	現行	改定後	増加額
0-10m ³	0	0	0
11-20m ³	99	103	+4
21-30m ³	110	114	+4
31-50m ³	132	138	+6
51-100m ³	154	161	+7
101m ³ 以上	187	196	+9

【特徴】

経営の安定と利用者負担のバランスを考慮した考え方です。

対象	メリット
事業者	基本料金を確保でき、経営基盤の強化ができる
利用者	全員一律の改定となる
対象	デメリット
利用者	従量単価に比例するため、排水量の多い利用者の負担が増加する

〔第2段階〕《案②》基本料金 +110円、従量料金を定率 +4% 改定する場合

改定後の料金体系表（2か月分, 税込, 円）

- 基本料金の割合は、+0.4% 増加します。

改定後

基本料金割合	従量料金割合
31.1%	68.9%

【公共下水道・コミュニティプラント事業】

使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	1,540	1,650	+110
30m ³	2,530	2,684	+154
45m ³	4,070	4,290	+220
50m ³	4,620	4,862	+242
100m ³	11,000	11,506	+506
200m ³	26,400	27,566	+1,166
500m ³	82,500	86,306	+3,806
1,000m ³	176,000	184,206	+8,206

【農業集落排水事業（一般家庭）】

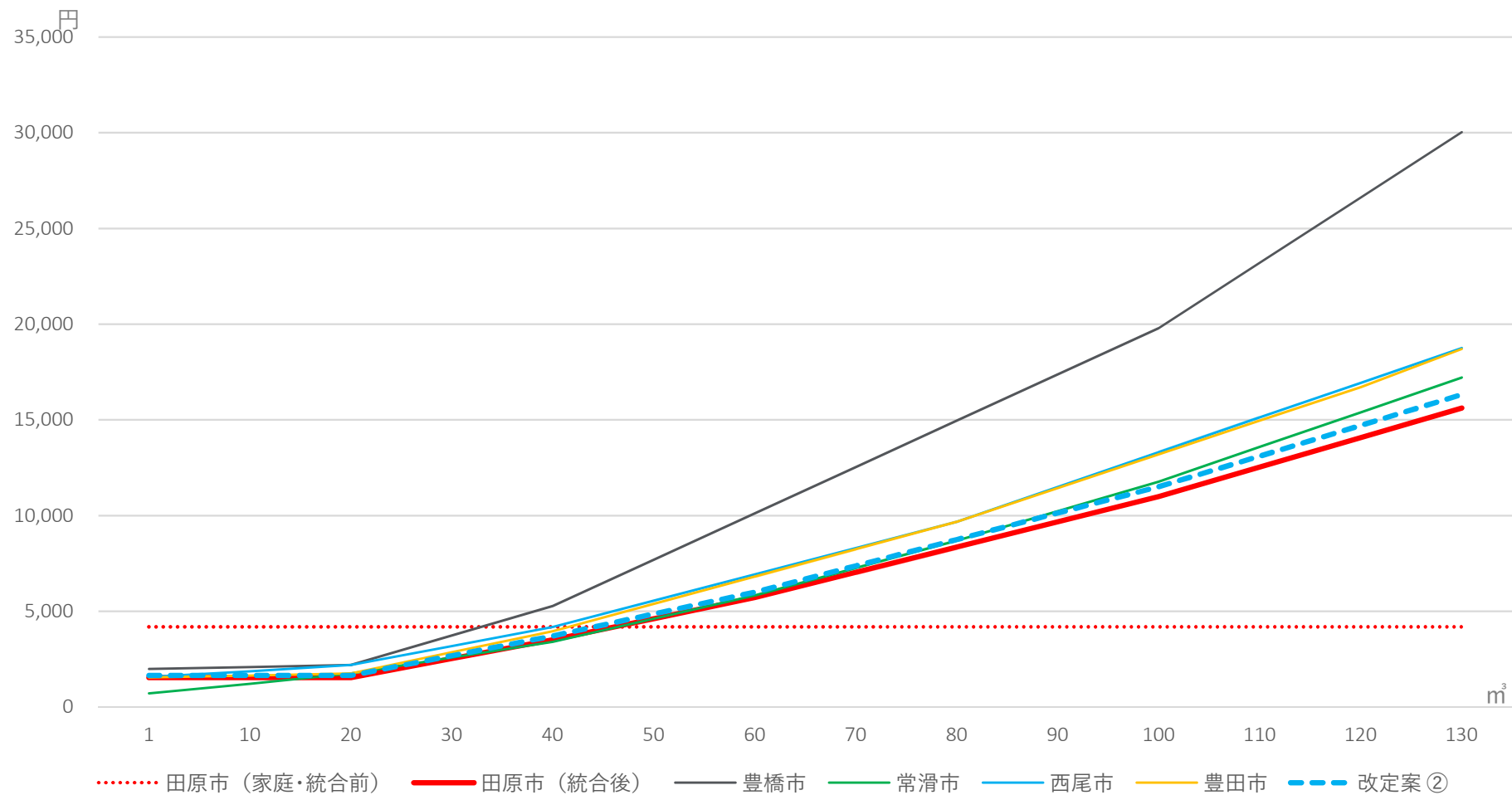
使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	4,190	1,650	-2,540
30m ³	4,190	2,684	-1,506
45m ³	4,190	4,290	+100
50m ³	4,190	4,862	+672
100m ³	4,190	11,506	+7,316
200m ³	4,190	27,566	+23,376
500m ³	4,190	86,306	+82,116
1,000m ³	4,190	184,206	+183,016

※税込金額は、税抜の料金体系をもとに使用料（基本料金＋従量料金）を算定し、消費税額を加算しています

〔第2段階〕《案②》基本料金 +110円、従量料金を定率 +4% 改定する場合

他団体との使用料比較グラフ

〔改定案②〕他団体との使用料比較（2カ月分,税込）



〔第2段階〕《案③》基本料金 +110円、従量料金を定額 +6円 改定する場合

- 基本料金は、+110円（2か月当たり、税込）改定します。
- 従量料金は、+6円（税込）改定します。

（単位：税込,円）

基本料金	現行	改定後	増加額
2か月分	1,540	1,650	+110

従量単価	現行	改定後	増加額
0-10m ³	0	0	0
11-20m ³	99	105	+6
21-30m ³	110	116	+6
31-50m ³	132	138	+6
51-100m ³	154	160	+6
101m ³ 以上	187	193	+6

【特徴】

経営の安定と利用者負担のバランスを考慮した考え方です。

対象	メリット
事業者	基本料金を確保でき、経営基盤の強化ができる
利用者	基本・従量料金とも定額改定であり、平等の改定幅となる
対象	デメリット
利用者	単価に比例した改定ではないため、排水量の少ない利用者の負担が多くなる

〔第2段階〕《案③》基本料金 +110円、従量料金を定額 +6円 改定する場合

改定後の料金体系表（2か月分, 税込, 円）

- 基本料金の割合は、+0.4% 増加します。

改定後

基本料金割合	従量料金割合
31.1%	68.9%

【公共下水道・コミュニティプラント事業】

使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	1,540	1,650	+110
30m ³	2,530	2,695	+165
45m ³	4,070	4,317	+247
50m ³	4,620	4,895	+275
100m ³	11,000	11,550	+550
200m ³	26,400	27,500	+1,100
500m ³	82,500	85,250	+2,750
1,000m ³	176,000	181,500	+5,500

【農業集落排水事業（一般家庭）】

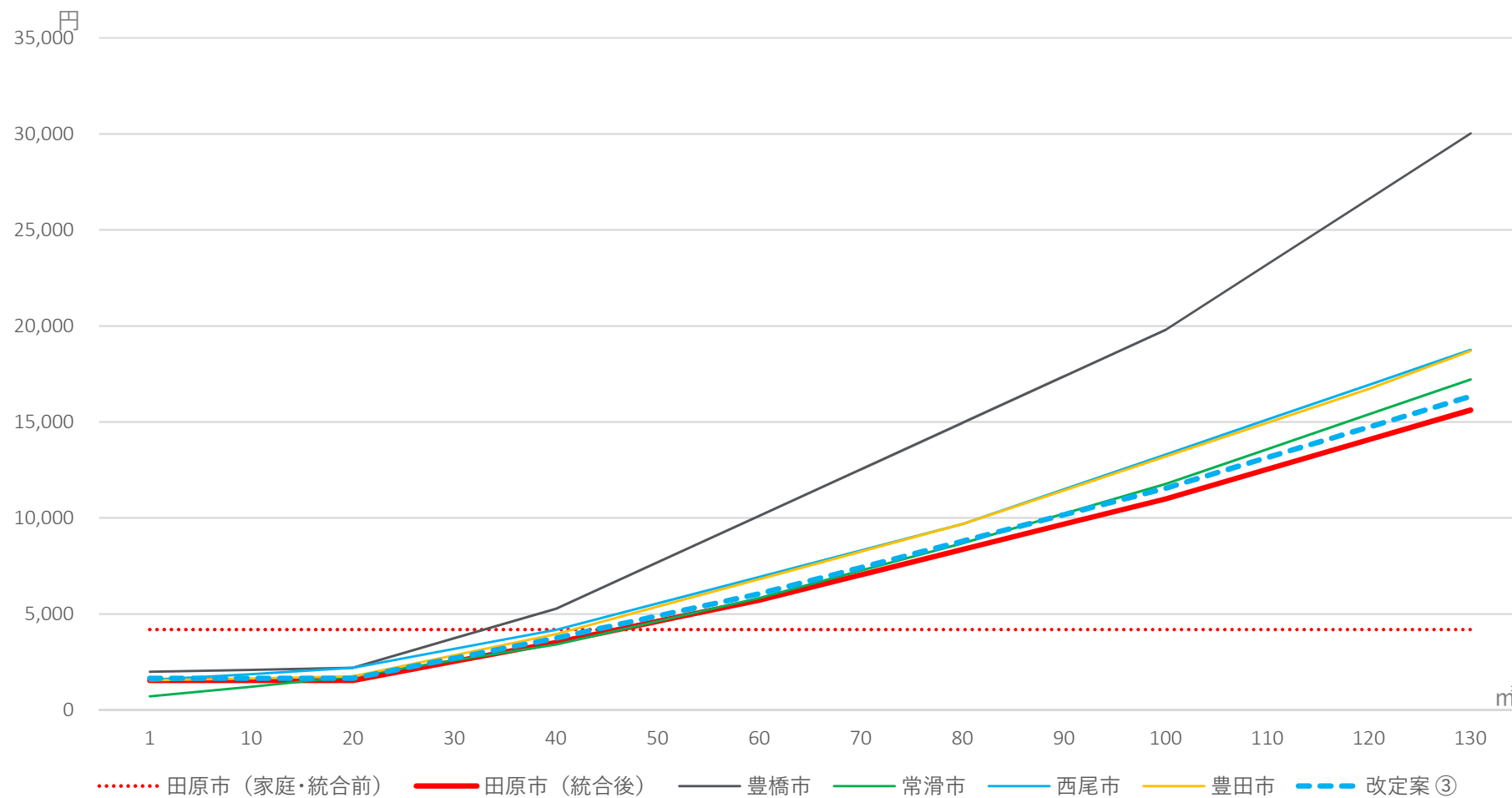
使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	4,190	1,650	-2,540
30m ³	4,190	2,695	-1,495
45m ³	4,190	4,317	+127
50m ³	4,190	4,895	+705
100m ³	4,190	11,550	+7,360
200m ³	4,190	27,500	+23,310
500m ³	4,190	85,250	+81,060
1,000m ³	4,190	181,500	+177,310

※税込金額は、税抜の料金体系をもとに使用料（基本料金＋従量料金）を算定し、消費税額を加算しています

〔第2段階〕《案③》基本料金 +110円、従量料金を定額 +6円 改定する場合

他団体との使用料比較グラフ

〔改定案③〕他団体との使用料比較（2か月分,税込）



〔第2段階〕《案④》基本料金 +110円、従量料金は一律単価とする場合

- 基本料金は、**+110円**（2か月当たり、税込）改定します。
- 従量料金は、**排水量区分を設けず**、一律単価 **132円**（税込）とします。

（単位：税込、円）

【特徴】

汚水処理に係るコストは排水量に関係なく一律であるという考え方です。

基本料金	現行	改定後	増加額
2か月分	1,540	1,650	+110

従量単価	現行	改定後	増加額
0-10m ³	0	0	0
11-20m ³	99	132	+33
21-30m ³	110	132	+22
31-50m ³	132	132	0
51-100m ³	154	132	-22
101m ³ 以上	187	132	-55

対象	メリット
事業者	料金算定が簡易、利用者数が多い11-30m ³ の区分に従来より高い従量料金を設定できる
利用者	排水量に関係なく単価が同額のため公平性が高い
対象	デメリット
利用者	30m ³ 以下の利用者負担は大きく、51m ³ 以上の負担は減額となるなど、現行と比較して大幅な変更となる

〔第2段階〕《案④》基本料金 +110円、従量料金は一律単価とする場合

改定後の料金体系表（2か月分, 税込, 円）

- 基本料金の割合は、+0.4% 増加します。

改定後

基本料金割合	従量料金割合
31.1%	68.9%

【公共下水道・コミュニティプラント事業】

使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	1,540	1,650	+110
30m ³	2,530	2,970	+440
45m ³	4,070	4,950	+880
50m ³	4,620	5,610	+990
100m ³	11,000	12,210	+1,210
200m ³	26,400	25,410	-990
500m ³	82,500	65,010	-17,490
1,000m ³	176,000	131,010	-44,990

【農業集落排水事業（一般家庭）】

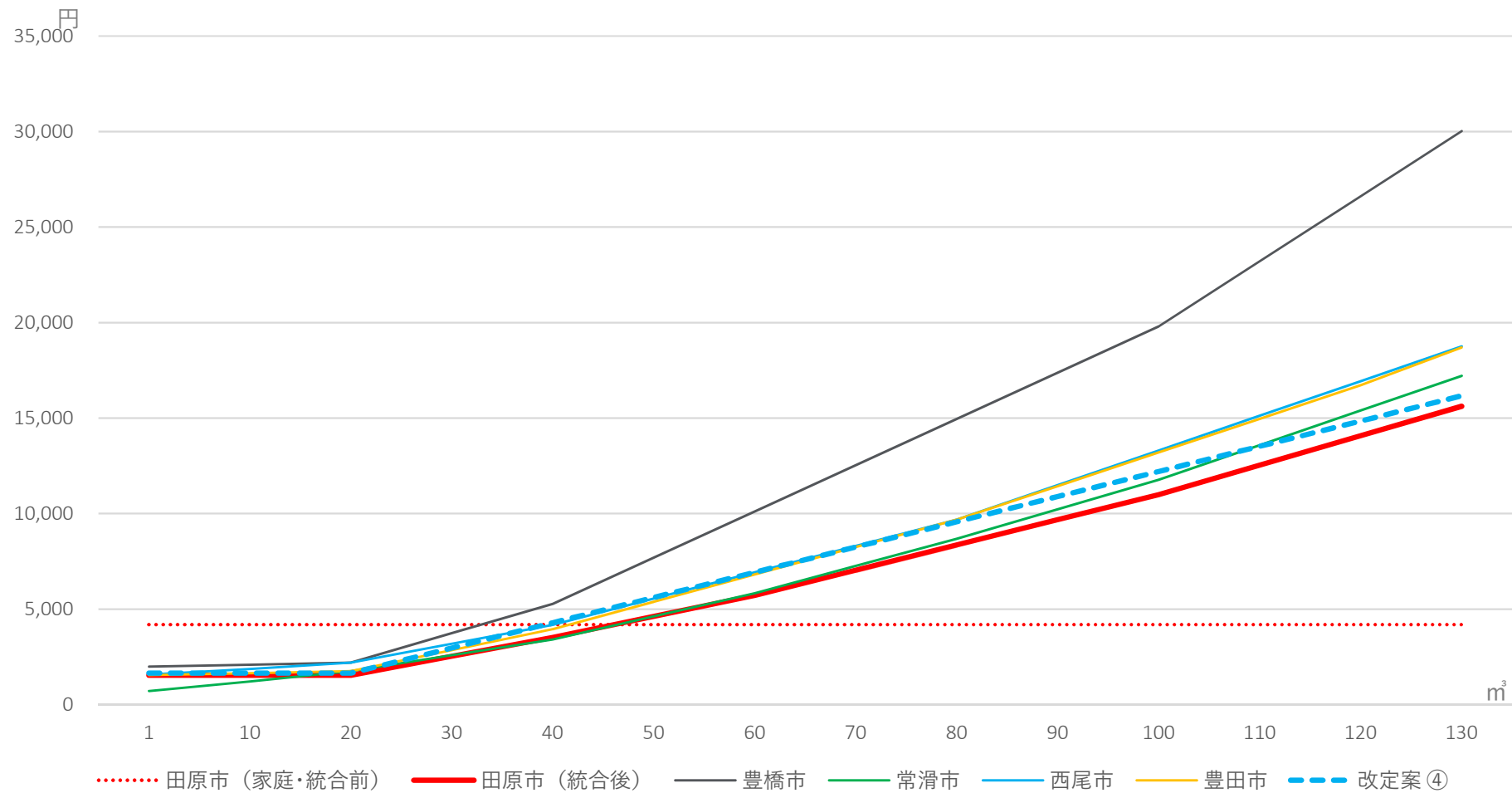
使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	4,190	1,650	-2,540
30m ³	4,190	2,970	-1,220
45m ³	4,190	4,950	+760
50m ³	4,190	5,610	+1,420
100m ³	4,190	12,210	+8,020
200m ³	4,190	25,410	+21,220
500m ³	4,190	65,010	+60,820
1,000m ³	4,190	131,010	+126,820

※税込金額は、税抜の料金体系をもとに使用料（基本料金＋従量料金）を算定し、消費税額を加算しています

〔第2段階〕《案④》基本料金 +110円、従量料金は一律単価とする場合

他団体との使用料比較グラフ

〔改定案④〕他団体との使用料比較（2か月分,税込）



〔第2段階〕《案⑤》従量単価区分「0 - 10m³」へ新たに従量単価を設定する場合

- 基本料金は、**現状維持**します。
- 従量料金は、0-10m³の区分へ **新たに従量単価を設定**し、その従量単価は **+17円**（税込）とします。

（単位：税込,円）

【特徴】

排水量に応じた従量料金を負担することを重視する考え方です。

基本料金	現行	改定後	増加額
2か月分	1,540	1,540	0

従量単価	現行	改定後	増加額
0 - 10m ³	0	17	+17
11 - 20m ³	99	99	0
21 - 30m ³	110	110	0
31 - 50m ³	132	132	0
51 - 100m ³	154	154	0
101m ³ 以上	187	187	0

対象	メリット
事業者	排出量0m ³ 超の利用者全員から従量料金を受けることができる
利用者	排出量の多い利用者は改定の影響は少ない

対象	デメリット
事業者	従量単価のみ改定するため経営の安定性が低い
利用者	排出量により負担額は異なるが、実質的に基本料金の改定と同じ効果

〔第2段階〕《案⑤》従量単価区分「0－10m³」へ新たに従量単価を設定する場合

改定後の料金体系表（2か月分, 税込, 円）

- 基本料金の割合は、-1.7% 減少します

改定後

基本料金割合	従量料金割合
29.0%	71.0%

【公共下水道・コミュニティプラント事業】

使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	1,540	1,880	+340
30m ³	2,530	2,870	+340
45m ³	4,070	4,410	+340
50m ³	4,620	4,960	+340
100m ³	11,000	11,340	+340
200m ³	26,400	26,740	+340
500m ³	82,500	82,840	+340
1,000m ³	176,000	176,340	+340

【農業集落排水事業（一般家庭）】

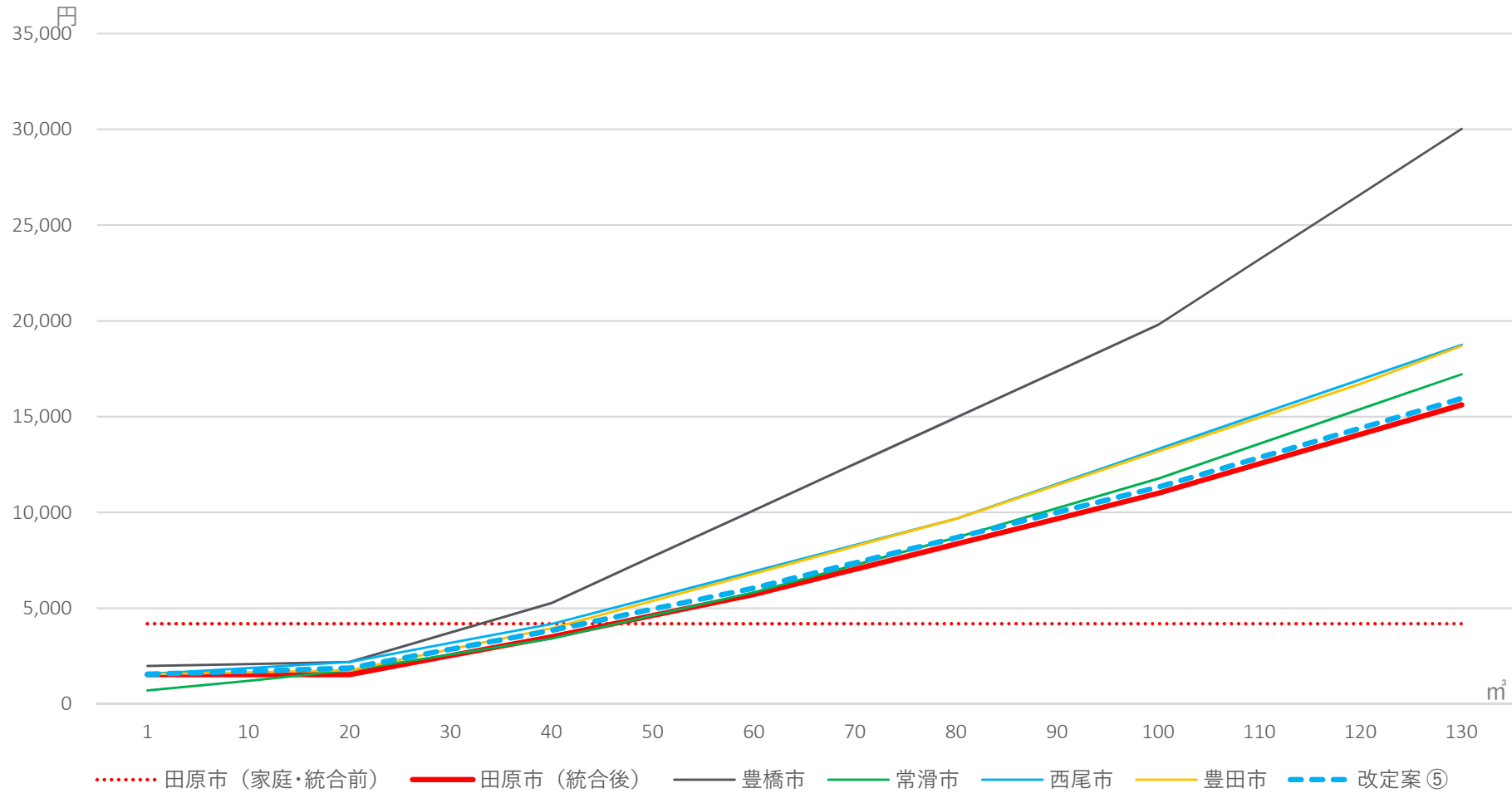
使用量	現行	+13% 改定後	増減額
20m ³	4,190	1,880	-2,310
30m ³	4,190	2,870	-1,320
45m ³	4,190	4,410	+220
50m ³	4,190	4,960	+770
100m ³	4,190	11,340	+7,150
200m ³	4,190	26,740	+22,550
500m ³	4,190	82,840	+78,650
1,000m ³	4,190	176,340	+172,150

※税込金額は、税抜の料金体系をもとに使用料（基本料金＋従量料金）を算定し、消費税額を加算しています

〔第2段階〕《案⑤》従量単価区分「0-10m³」へ新たに従量単価を設定する場合

他団体との使用料比較グラフ

〔改定案⑤〕他団体との使用料比較（2か月分,税込）



〔第2段階〕《まとめ》案①～⑤の現行の料金体系からの増減額 (1/2)

公共下水道・コミュニティプラント事業

【公共下水道・コミュニティプラント事業】 (2か月分,税込,円)

	現行からの増減額				
使用量	案①	案②	案③	案④	案⑤
20m ³	+290	+110	+110	+110	+340
30m ³	+290	+154	+165	+440	+340
45m ³	+290	+220	+247	+880	+340
50m ³	+290	+242	+275	+990	+340
100m ³	+290	+506	+550	+1,210	+340
200m ³	+290	+1,166	+1,100	-990	+340
500m ³	+290	+3,806	+2,750	-17,490	+340
1,000m ³	+290	+8,206	+5,500	-44,990	+340

改定条件 (税込)

	基本料金	従量料金
案①	定額 +290円	現状維持
案②	定額 +110円	定率 +4%
案③	定額 +110円	定額 +6円
案④	定額 +110円	単価統一 132円
案⑤	現状維持	0-10m ³ 区分へ 従量単価を設定

〔第2段階〕《まとめ》案①～⑤の現行の料金体系からの増減額 (2/2)

農業集落排水事業（一般家庭）

【農業集落排水事業（一般家庭）】（2か月分,税込,円）

	現行からの増減額				
使用量	案①	案②	案③	案④	案⑤
20m ³	-2,360	-2,540	-2,540	-2,540	-2,310
30m ³	-1,370	-1,506	-1,495	-1,220	-1,310
45m ³	+170	+100	+127	+760	+220
50m ³	+720	+672	+705	+1,420	+770
100m ³	+7,100	+7,316	+7,360	+8,020	+7,150
200m ³	+22,500	+23,376	+23,310	+21,220	+22,550
500m ³	+78,600	+82,116	+81,060	+60,820	+78,650
1,000m ³	+172,100	+183,016	+177,310	+126,820	+172,150

改定条件（税込）

	基本料金	従量料金
案①	定額 + 290円	現状維持
案②	定額 + 110円	定率 + 4%
案③	定額 + 110円	定額 + 6円
案④	定額 + 110円	単価統一 132円
案⑤	現状維持	0-10m ³ 区分へ 従量単価を設定

〔第2段階〕《まとめ》案①～⑤のメリット・デメリット

メリット・デメリットの整理

	改定内容（表示金額は税込）		メリット	デメリット
	基本料金 （2ヶ月分）	従量料金		
案①	+290円 改定	—	- 安定収入が増加し経営基盤が強化 - 全利用者、同額の改定ができる	排出量に関わらず利用者負担が増加
案②	+110円 改定	4% 改定	- 経営基盤が強化できる - 全員一律の改定となる	従量単価に比例するため、排水量の多い利用者の負担が増加
案③	+110円 改定	+6円 改定	- 経営基盤が強化できる - 基本・従量料金とも定額改定であり、平等の改定幅となる	単価に比例した改定ではないため、排水量の少ない利用者の負担が多くなる
案④	+110円 改定	単価を統一 132円	- 料金算定が簡易 - 従量料金が均一単価のため、料金体系がわかりやすく、公平性高い	排出量の少ない利用者は負担が増え、多い利用者は負担が減るため、料金体系が大幅な変更となる
案⑤	—	排水量 0～10m ³ 区分に 従量料金を設定	- 排出量0m³超の利用者全員から従量料金を受けることができる - 排出量の多い利用者は改定の影響は少ない	- 従量単価のみ改定するため経営の安定性が弱い - 排出量により負担額は異なるが、実質的に基本料金の改定と同じ効果